いいひと いいまち いきいきほんべつ
HONBETSU

第 ４ 期 地 域 福 祉 計 画

令和３年４月～令和８年３月

～人にやさしい、みんなが家族のまちづくりプラン～

令和３年３月

北海道　本別町

○「福祉でまちづくり」宣言

平成 18 年 3 月 23 日
告示第 3 号

私たちが健康で心豊に安心して暮らすことは、町民すべての願いで、明るい福祉社会を誰もが望んでいます。

私たちは、豊かな自然と風土に恵まれたこの素晴らしい故郷を守り、感謝の心、思いやりの心で、ともに仲良く支え合い、住みよい福祉のまちを築くため、ここに「福祉でまちづくり」を宣言します。

1　家庭の和　地域の輪で　明るく住みやすい　まちづくり
1　豊かな経験を活かし　町民参加の元気な　まちづくり
1　地域福祉の充実で　いつまでも笑顔で暮らせる　まちづくり
1　人権を尊重し　一人ひとりが生きがいもてる　まちづくり
1　人にやさしい　福祉の心を育む　まちづくり

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

1　計画策定の趣旨 1
2　計画の位置付け 1
3　計画の期間 3
4　計画の策定方法 4
5　取組の基本原則 6
6　法制度改正等の状況 9

第２章　地域福祉を取りまく現状 11

1　本別町の現状 11
2　地域福祉の提供体制 18
3　第３期地域福祉計画の実施状況 21
4　地域福祉の推進課題 23

第３章　計画の基本的な考え方 25

1　基本理念 25
2　基本目標 26
3　重点的に取り組むこと 27
4　施策の体系 28

第４章　施策の展開 31

1　互いに支え合う地域をつくろう 32
2　安心して暮らせる地域をつくろう 37
3　いきいきと暮らせる地域をつくろう 55

第５章　計画の推進体制 61

1　計画の進行管理 61
2　計画の評価と見直し 61

資料編 62

1　「福祉でまちづくり」の歩み 62
2　本別町健康長寿のまちづくり条例 65
3　本別町健康長寿のまちづくり会議委員名簿 69

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

近年、我が国においては、本格的な少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、さらには住民同士の結び付きの弱まりや人間関係の希薄化等を背景として、生活困窮者の増加、虐待、自殺、孤独死等、深刻な社会問題が発生しています。また、地域には子育てや家族の介護、ひきこもり、就労等で悩んでいる人など、複数の要因が複雑に絡みあい、何らかの支援を必要としている人がいます。

こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度など公的な福祉サービスだけでは解決が困難な場合や、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースもみられ、対象者ごとや分野別に整備された縦割りのサービスの枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。また、災害時の助け合いや日ごろの見守りなどの重要性は東日本大震災以降、再認識されることとなりました。普段の暮らしの中でも他人を思いやり、地域における人と人のつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らしていくことのできる地域社会の実現が求められています。

そうした中、国においては従来の『縦割り』の支援や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域を支える多種多様な団体や事業所などが主体的に『我が事』として課題を捉え、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで解決し、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を掲げています。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができるまちをつくっていく必要があります。

これらの背景を踏まえ、住民・地域団体・行政が一体となって、本別町の最上位計画である「第７次本別町総合計画」において私たちが目指すまちの将来像として掲げた『心を合わせて　みんなの笑顔を　未来につなぐ』の実現に向けて、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を明らかにする「第４期地域福祉計画」を策定します。

２　計画の位置付け

（１）法的な位置付けと他計画との関係

本計画は、「第７次本別町総合計画（令和３年度から令和12年度)」の基本理念である『心を合わせて　みんなの笑顔を　未来につなぐ』を実現するための保健福祉部門の基本計画であり、「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画)」、「障がい福祉総合計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康ほんべつ２１」等、福祉関連の個別計画の施策を推進する上での共通理念と各計画の基本方向を示すものとなります。それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、個別計画において位置付けます。

なお、社協が策定する町民の活動計画としての「本別町地域福祉実践計画」と相互に連携した計画とします。

また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画)」の内容を含むものであることから、本別町成年後見制度利用促進基本計画としての役割を果たすものとします。

■地域福祉計画の位置付け

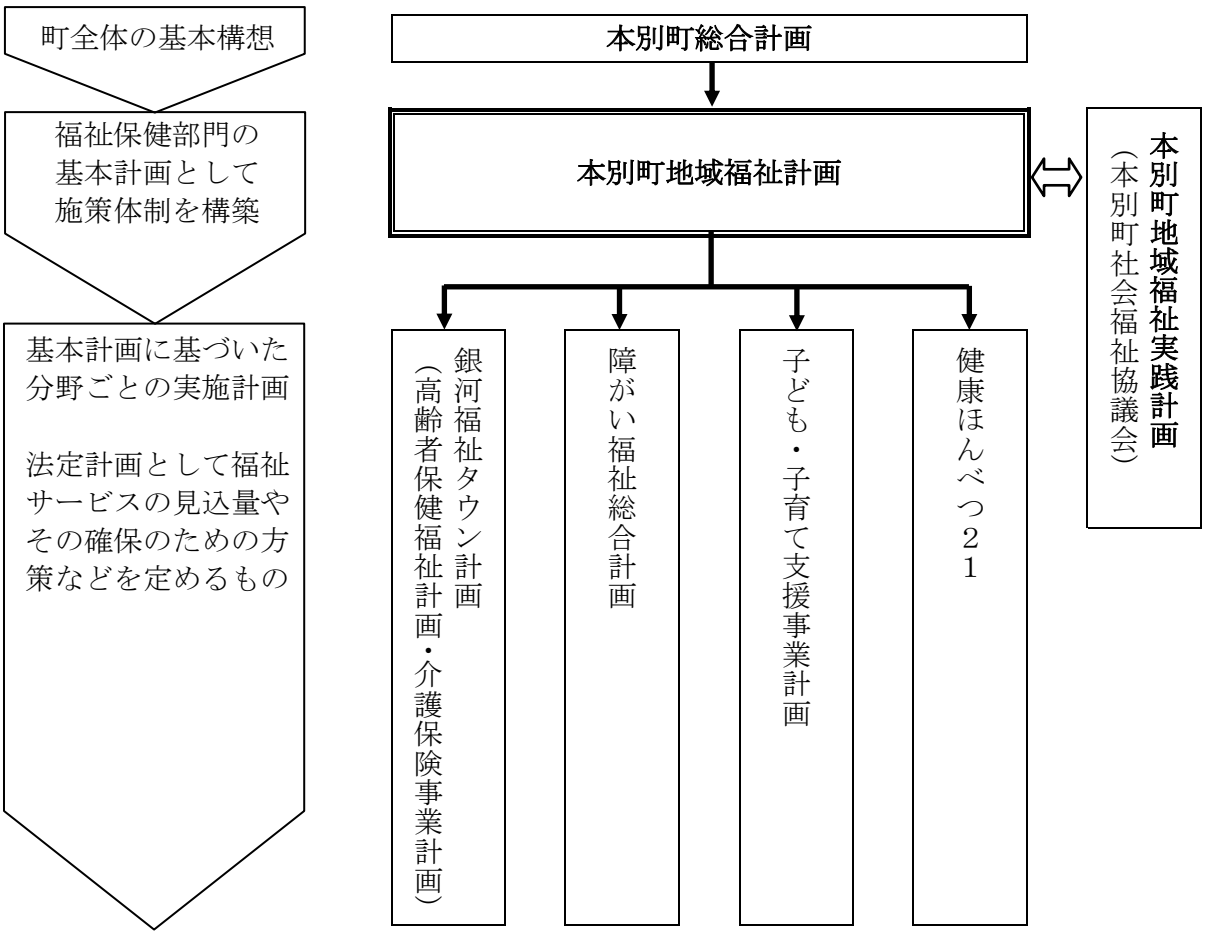

計画の名称	策定の根拠
本別町総合計画	地方自治法第 96 条第２項
本別町地域福祉計画	社会福祉法第 107 条 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条
銀河福祉タウン計画	老人福祉法第 20 条の８（市町村老人福祉計画） 介護保険法第 117 条（市町村介護保険事業計画）
障がい福祉総合計画	障害者基本法第 11 条第３項（市町村障害者計画） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条（市町村障害福祉計画）
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条 （市町村子ども・子育て支援事業計画） 次世代育成支援対策推進法第８条
健康ほんべつ２１	健康増進法第８条第２項（市町村健康増進計画）

（２）ＳＤＧｓとの関係

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：エスディージーズ）とは、経済・社会・環境など幅広い分野において持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27年９月に国連で合意された世界共通の目標で、令和12年までに解決すべき17の「ゴール」を目標に掲げ、目標を成し遂げるための169の「ターゲット」（達成目標）を設定しています。

第７次本別町総合計画では、前期基本計画の「⑥地域福祉の充実」において下記のＳＤＧｓの目標を関連付けており、この目標の実現を目指すための計画として本計画を位置付けます

■関連するＳＤＧｓの目標

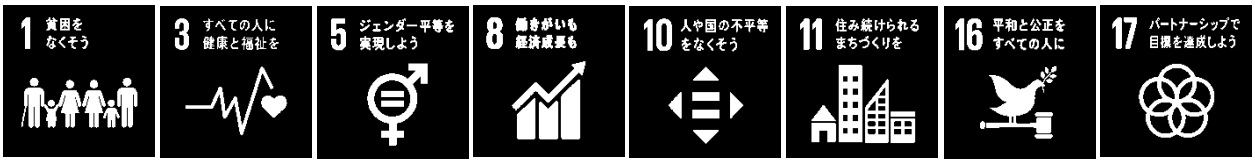

３　計画の期間

計画期間は、第７次本別町総合計画（前期計画）との整合性を図るため、令和３年度から令和７年度の５年間とします。

■計画の期間

計画の名称	計画期間	～H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
本別町総合計画	R3～R12	第６次計画 H28-R2　後期					第７次計画 R3-R7　前期				
本別町地域福祉計画	R3～R7	第３期計画					第４期計画				
銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）	R3～R5	第６期計画		第７期計画			第８期計画			第９期計画	
障がい福祉総合計画（障がい者保健福祉計画）（障がい福祉計画）	R3～R5	（第５期計画）（第４期計画）		第１次計画			第２次計画			第３次計画	
子ども・子育て支援事業計画	R2～R6	第１期計画					第２期計画				
健康ほんべつ２１	H30～R4	第２期計画		第３期計画					第４期計画		

４　計画の策定方法

（１）策定体制

策定作業は、本町の保健福祉施策の策定を行う「本別町健康長寿のまちづくり会議」が行いました。

行政内部では、保健福祉課、健康管理センター、包括支援センター、総合ケアセンター、子ども未来課の保健福祉部局が中心となって作業を進め、調整を図りました。

※本別町健康長寿のまちづくり会議とは・・・

地方自治法第 138 条の４第３項に規定する町長の附属機関で、保健福祉施策への町民の参加等を目的に、平成 13 年３月に町民主導により制定された「本別町健康長寿のまちづくり条例」第７条に基づき設置された会議です。

公募町民、保健福祉関係者、サービス事業者、その他会議の目的に必要な者、23 人の委員で構成されています。

（２）意見聴取

計画策定にあたり、「高齢者実態調査」、「障がい者施策に関するアンケート」、「子ども・子育て支援アンケート」で聴取した意見を計画に反映させました。

①高齢者実態調査

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者（要支援認定者、総合事業対象者を含む）	要介護認定者及び介護者の家族（施設入所者は除く）
調査時期	令和２年６月～７月	
調査方法	配布：郵送 回収：訪問	
配布数	2,447 票	232 票
有効回収数	2,212 票	151 票
有効回収率	90.4%	65.1%

②障がい者施策に関するアンケート

	障がい者アンケート調査	障がい児アンケート調査	一般町民向け調査
対象者	町内に在住で 18 歳以上の障害者手帳所持者	町内に在住で 18 歳未満の障害者手帳所持者及び障がい福祉サービス受給者の保護者	町内に在住の一般町民（無作為抽出）
調査時期	令和２年６月～７月		
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）		
配布数	478 票	42 票	200 票
有効回収数	330 票	26 票	104 票
有効回収率	69.0%	61.9%	52.0%

③子ども・子育て支援アンケート

調査の種類	就学前児童を持つ保護者対象の調査（家庭単位） 小学生児童を持つ保護者対象の調査（家庭単位）
調査対象	就学前児童及び小学生児童全数
調査地域	町内全域
配布数	就学前児童：255 票 小学生：267 票
調査基準日	平成 30 年４月１日
調査期間	平成 30 年 11 月 30 日から平成 30 年 12 月 20 日まで
調査方法	就学前：保育所等施設を経由して配布・回収 保育所等施設利用者以外は郵送による配布・回収 小学生：小学校を経由して配布・回収

５　取組の基本原則

（１）自助・共助・公助の役割分担

①自助（町民一人ひとり）・共助（地域）・公助（行政）の役割分担

複雑化、多様化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートとの連携が必要です。

第１期計画の策定において、「福祉は行政が担うもの、サービスは受けるもの」といった考え方を捨て、「福祉は地域全体でつくりあげる」という意識改革からスタートし、計画策定後に「福祉のまち」から福祉を「まちづくり」という視点で捉え、地域全体で福祉を推進し飛躍を目指す「福祉でまちづくり」への転換を図ることができました。

「福祉でまちづくり」を更に推進するために、「自助、共助、公助」という考え方を町民と行政が互いに理解し合い、「自」、「共」、「公」それぞれの努力と役割分担による「協働」事業の拡大に取り組んでいくことを基本原則とします。

《自助・共助・公助それぞれの努力と役割分担》

「自」の努力 （町民の役割－自助）	**○個人の自立** **○家族での支え合い** **○共助・公助への参加・参画**
「共」の努力 （地域等の役割－共助）	**○地域社会における相互扶助** **○自治会・ボランティア・ＮＰＯなどの市民活動による支援** **○「新たな公共」サービスづくり**
「公」の努力 （行政の役割－公助）	**○福祉・保健・医療などの公的制度によるサービス提供** **○町民の自主的・主体的な地域福祉活動の促進**

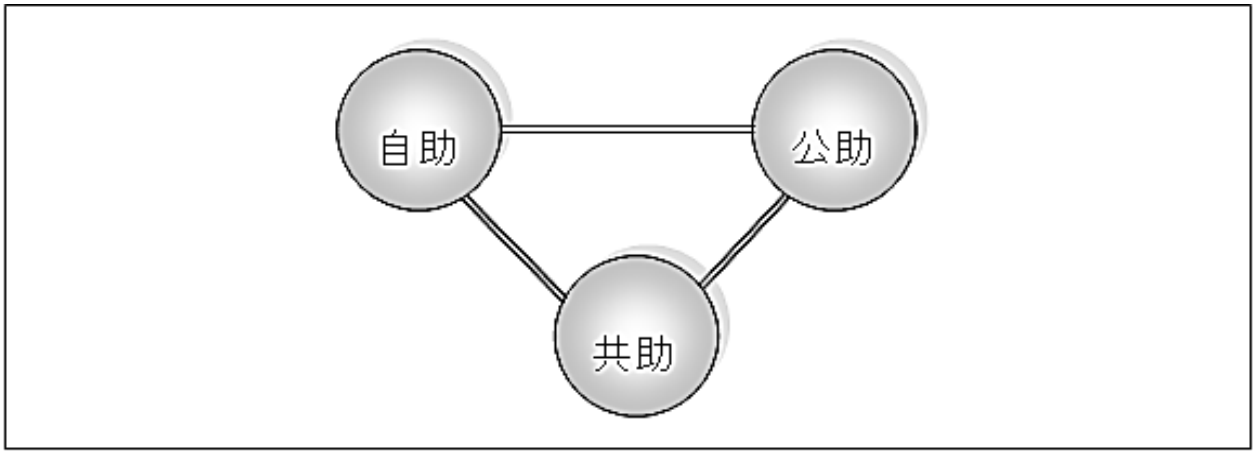

②担い手の役割と協働

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法第４条の規定のとおり、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力して取り組むよう努めていく必要があります。

本別町社会福祉協議会	社協は、地域福祉活動の実践、総合調整機関として、自治会や民生委員児童委員など、関係機関・団体との連携を一層強化し、多くの町民の参加を得ながら活動の活性化を図ることが期待されます。
民生委員児童委員 **（本別町民生委員児童委員協議会）**	民生委員児童委員は、支援を必要とする人の把握、相談支援活動を一層充実させ、担当地区自治会や社協・町との連携強化により、地域福祉推進役・調整役としての活動が期待されます。
社会福祉事業者 **（社会福祉施設）**	社会福祉事業者（社会福祉施設）は、地域社会の一員として積極的に地域へ浸透し、地域に開かれた施設になることが期待されます。
市民活動団体	ボランティア団体・ＮＰＯは、多くの町民の参加を得ながら地域福祉活動の実践及びその活動を通じて、町民の福祉を向上させることが期待されます。
自治会（地縁組織）	地域社会の基礎的な共同体として町民に最も身近に関わることが期待されます。 また、その連合組織は、他の団体と密に連携しながら地域全体をリードすることが期待されます。
本別町（行政）	公的な福祉サービスの提供を前提として、地域福祉の理念と目標、取組の基本方向などを町民が共有するよう努めるとともに、地域福祉活動の支援、「福祉でまちづくり」を推進します。 また、計画推進に向けた調整、管理を担います。

（２）地域福祉圏域の設定

第１期計画では、一次から三次に至る三層（一次福祉圏域：自治会、二次福祉圏域：小学校区、三次福祉圏域：町全域）構造の地域福祉圏域を設定し、二次福祉圏域を介護保険の日常生活圏域としたことで、それぞれの圏域における役割を明確にすることができました。

圏域単位での基盤整備を中心としたことで、市街地を中心としてきた福祉サービス基盤整備から脱却し、高齢者居住施設の整備など、より町民に身近な場所でサービス提供が可能になりました。

第２期計画及び第３期計画ではこの考え方を引き継ぎ、「地域」を重層的に捉え、公的な福祉サービスは三次（町全体）あるいは二次（自治会）レベルでの取組を推進してきました。

第４期計画においても引き続き、三層構造の「地域福祉圏域」を設定します。

そして、その特性に応じた地域福祉を基本としつつ、それぞれの層に応じた地域福祉の推進を展開し、さらに、各層が相互に連携することにより地域福祉の相乗効果へとつなげます。

一次福祉圏域 （自治会） 75 ブロック	個人・家族から、小地域における活動の基礎単位である自治会を中心とした圏域。 自治会の規模は、最小３世帯から最大 233 世帯と活動の実情には大きな差異があることから、自治会内の「班」を中心としたご近所付き合いや日常的な支え合い・助け合いなど、身近な協力関係づくりが望まれます。
二次福祉圏域 （小学校区） ３ブロック	小学校区を単位とした役場出張所、公民館活動など、基礎的な地域福祉活動を集約し、効率的な展開を図る圏域。介護保険における日常生活圏域であり、実質的にいわゆるコミュニティに相当する圏域であることから、町民に身近なサービス基盤整備を図ります。 自治会連合会（４ブロック）など、各団体の区域は必ずしも一致していませんが、町民の地域活動の単位として最も重要な単位です。
三次福祉圏域 （町全域） １ブロック	公的な福祉サービスを主に提供する町全域を対象とする圏域。町全域を包含する課題への対応や体制づくりなど、地域福祉を総合的に推進する単位です。

６　法制度改正等の状況

平成29年６月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号)」により、社会福祉法の一部改正が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の３）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

（１）新たな地域福祉計画のポイント

社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。地域福祉計画策定のポイントは以下のとおりです。

①福祉分野の「上位計画」としての位置付け

これまでの福祉施策は、高齢者、障がい者、子ども・子育てなど対象者が区分されており、それぞれの根拠法令を異にする計画を策定することによって、各福祉サービスを提供してきました。一方で、少子高齢化や経済の停滞、地域力の低下などといった課題が進行しており、「ダブルケア」などの複合的な課題や制度の狭間となっているために必要な支援が受けられない課題などが深刻化しています。

こうした課題に対し、既存の福祉に関連する計画に共通する事項を地域福祉計画に盛り込むことで、各計画との調和を図り、福祉・保健、医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の上位計画としての位置付けを持たせることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進することとなっています。

②新たに記載すべき事項

改正された社会福祉法を受け、厚生労働省が作成した「地域福祉（支援）計画策定ガイドライン改訂のポイント」の中で、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として掲げられている事項は次のとおりです。

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉
その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、防犯・防災、社会教育等）との連携	⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
②高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	⑩高齢者や障がい者、子どもへの統一的な虐待への対応や家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題への支援のあり方
③制度の狭間の問題への対応のあり方	⑪保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者への社会復帰支援のあり方
④生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制	⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開	⑬「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方	⑭地域における官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方	⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方	⑯役所・役場内の全庁的な体制整備

また、包括的な支援体制の整備に関する事項として、「住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等」、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「市町村における包括的な相談支援体制の構築」が掲げられています。

第２章　地域福祉を取りまく現状

１　本別町の現状

（１）総人口と世帯

①総人口の推移

本別町の総人口は減少を続けており、令和２年の住民基本台帳による総人口は6,758人となっています。

年齢３区分の人口をみてみると、生産年齢人口及び年少人口は減少が続いており、高齢者人口は平成28年までは増加していましたが、平成30年から減少に転じ令和２年では2,805人となっています。また、高齢化率は増加を続けており、令和２年は41.5％となっています。

■年齢３区分別人口の推移

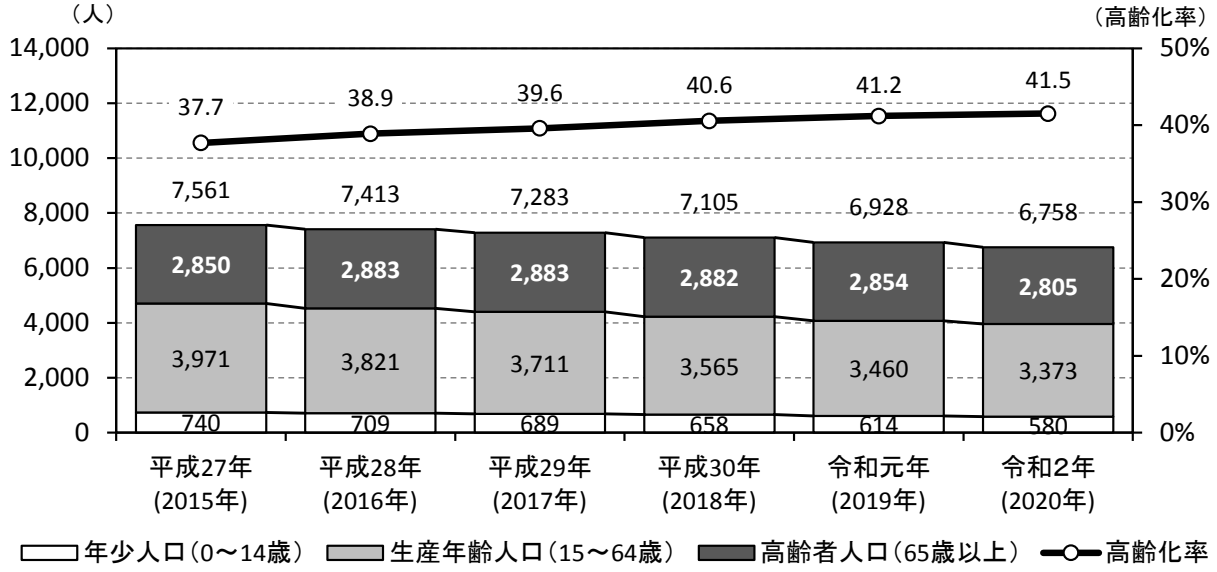

資料：住民基本台帳（各年 10 月末現在、令和２年は９月末現在）

■年齢３区分別人口割合の推移

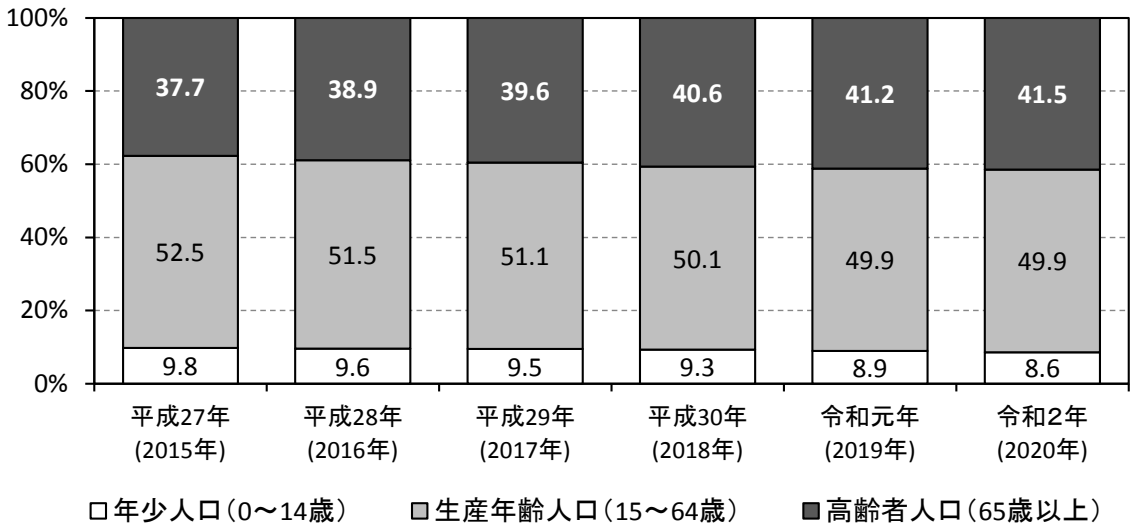

資料：住民基本台帳（各年10月末現在、令和２年は９月末現在）

②日常生活圏域別人口の推移

本町の日常生活圏域別の人口は、本別地区が全体の約76%を占め、勇足地区及び仙美里地区がそれぞれ約12%となっています。

いずれの地区も人口は減少傾向が続いており、平成27年から令和２年までの５年間でいずれの地区も約10.6%の減少率となっています。

■日常生活圏域別人口の推移

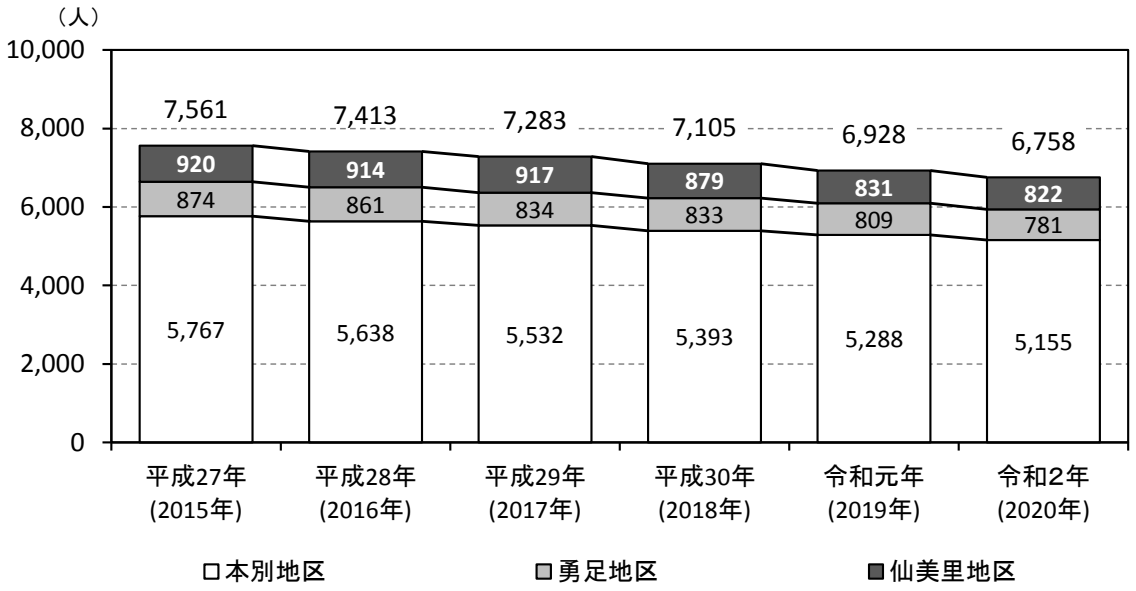

資料：住民基本台帳（各年10月末現在、令和２年は９月末現在）

■日常生活圏域別人口割合の推移

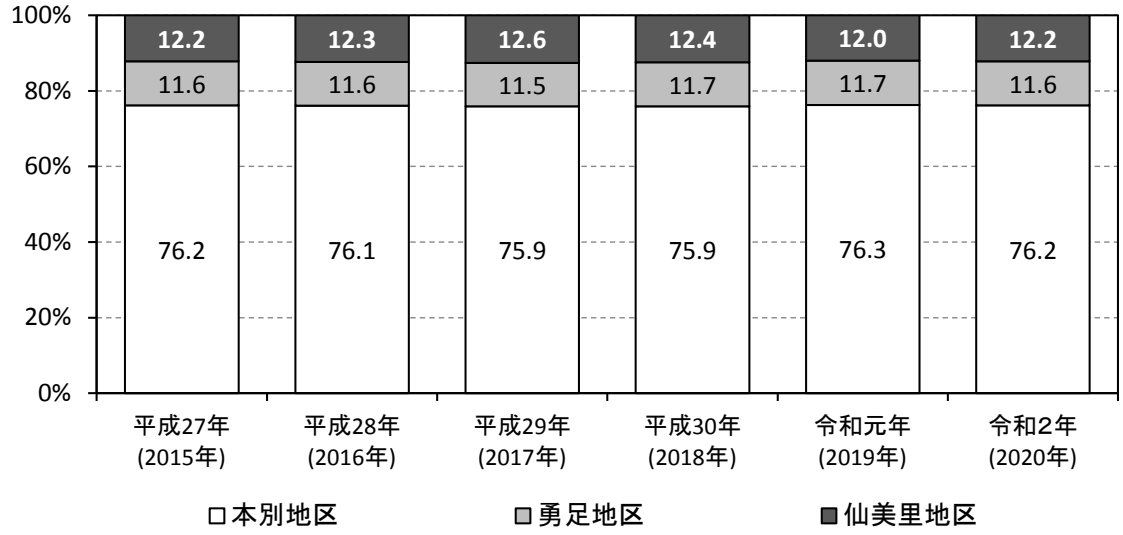

資料：住民基本台帳（各年10月末現在、令和２年は９月末現在）

③総世帯数の推移

総世帯数は平成27年の3,729世帯から減少が続いており、令和２年には3,600世帯となっています。総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は、平成27年の2.03から令和２年には1.88まで減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

■総人口と世帯数の推移

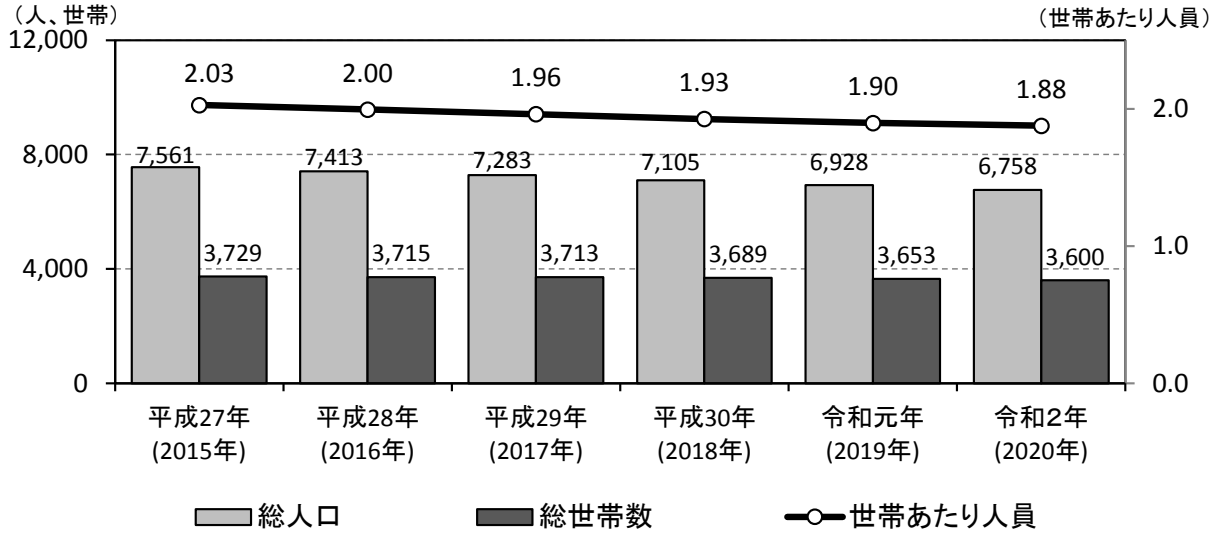

資料：住民基本台帳（各年10月末現在、令和２年は９月末現在）

（２）高齢者

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は増加傾向にありましたが、平成29年から減少に転じています。

増加傾向が続いていた後期高齢者（75歳以上）も平成30年をピークに減少に転じていますが、後期高齢者比率（総人口に占める後期高齢者の割合）は増加傾向が続いています。

■高齢者人口の推移

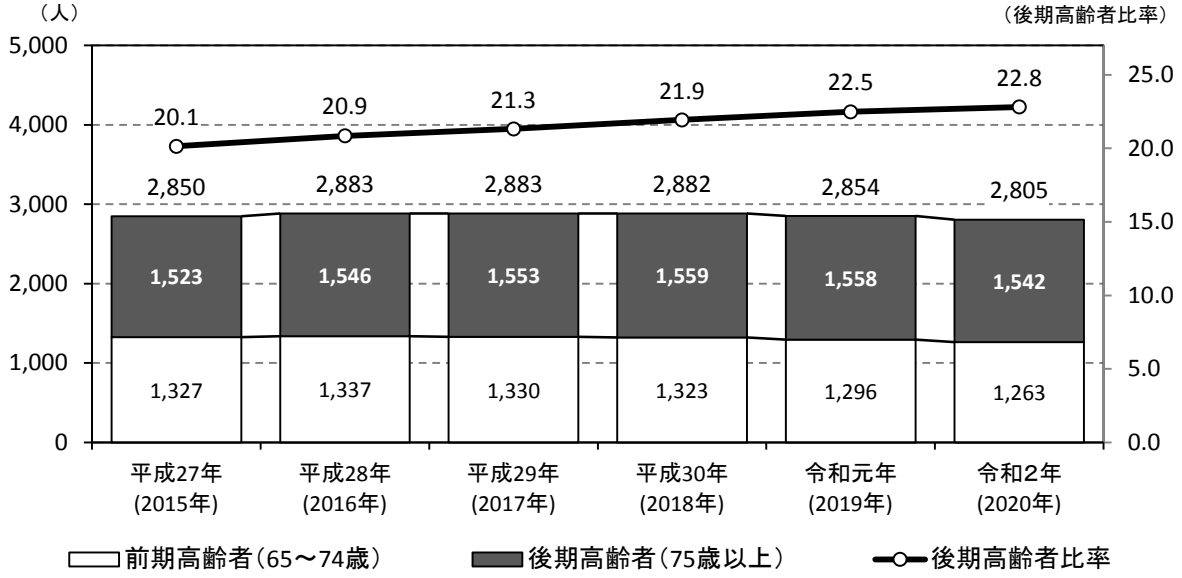

資料：住民基本台帳（各年 10 月末現在、令和２年は９月末現在）

■高齢者のいる世帯の推移

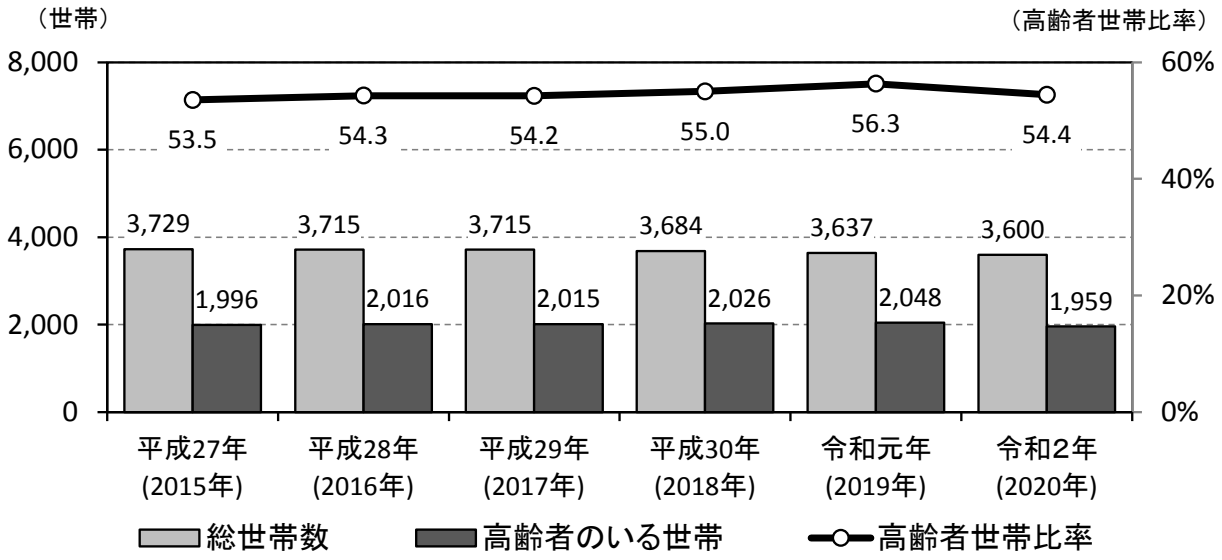

資料：住民基本台帳（各年９月末現在）

（３）障がい者

障がい者手帳、特定疾患（難病患者）、自立支援医療受給者を含め、病気や障がいによって支援が必要な人数は、令和元年度末現在、727人となっています。

高齢化の進展に伴い、全体数は減少していますが、人口に対する病気や障がいによって支援が必要な人数の割合は、平成26年度から10％と横ばいに推移しています。

■病気や障がいによって支援が必要な人の推移

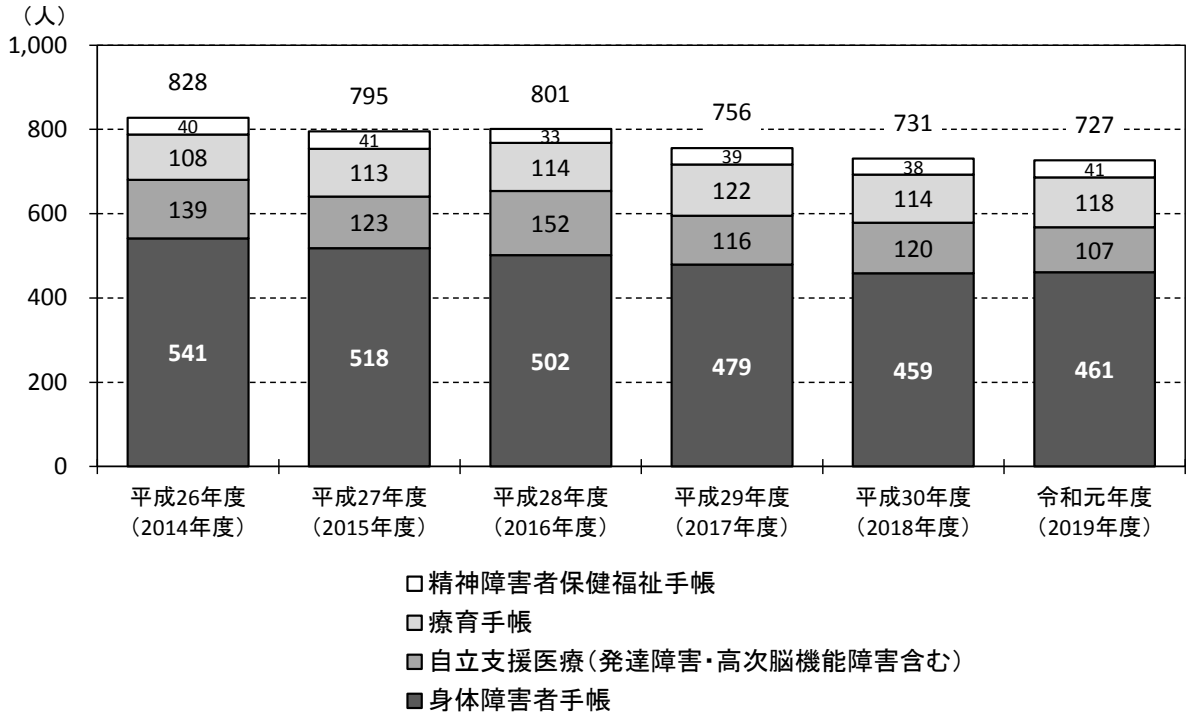

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳（人）		541	518	502	479	459	461
療育手帳（人）		108	113	114	122	114	118
精神保健福祉手帳（人）		40	41	33	39	38	41
自立支援医療（発達障がい・高次脳機能障がい含む）（人）		139	123	152	116	120	107
	育成医療	2	4	2	2	0	0
	更生医療	34	28	32	21	23	23
	精神通院	103	91	118	93	97	84
合　　計（人）		828	795	801	756	731	727
対人口割合（%）		10.6	10.5	10.8	10.4	10.3	10.5

※重複する人を含む

資料：総合ケアセンター（各年度末現在）

（４）子ども・子育て

①子どもの人口

18歳未満の人口の推移をみると、減少傾向にあります。年齢が低いほど人口が少なくなっており、年々出生数が減少していることがうかがえます。

■18 歳未満人口の推移

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
０～２歳	135	108	121	114	107	
３～５歳	139	146	131	122	107	
就学前人口小計	274	254	252	236	214	
低学年６～８歳	146	142	136	126	130	
高学年９～11 歳	167	151	151	139	135	
小学生人口小計	313	293	287	265	265	
中学生 12～14 歳	170	164	154	158	144	
高校生 15～17 歳	178	172	156	156	151	
18 歳未満人口合計	935	883	849	815	774	

資料：住民基本台帳（各年３月31日）

②子どものいる世帯の類型

一般世帯（親族世帯）、子どものいる世帯ともに減少傾向にあります。平成27年の18歳未満の子どものいる世帯数は、平成７年に比べて半数以下となっていますが、ひとり親世帯の数は増えています。

■本別町における世帯類型の推移

			平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数（親族世帯）（A）			2,919	2,789	2,613	2,418	2,169
６歳未満の子どものいる世帯（B）			382	360	300	250	200
		B/A(%)	13.1	12.9	12.5	10.3	9.2
	核家族世帯	（a）	274	264	227	197	165
		a/B(%)	71.7	73.3	75.7	78.8	82.5
		ひとり親世帯（c）	4	13	9	10	6
		c/B(%)	1.0	3.6	3.0	4.0	3.0
	その他親族世帯	（b）	108	96	73	53	35
		b/B(%)	28.3	26.7	24.3	21.2	17.5
18 歳未満の子どものいる世帯（C）			1,056	909	735	606	495
		C/A(%)	36.2	32.6	28.1	25.1	22.8
	核家族世帯	（d）	711	627	532	453	388
		d/C(%)	67.3	69.0	72.4	74.8	78.4
		ひとり親世帯（f）	54	48	44	64	59
		f/C(%)	5.1	5.3	6.0	10.6	11.9
	その他親族世帯	（e）	345	282	203	153	107
		e/C(%)	32.7	31.0	27.6	25.2	21.6

資料：国勢調査

（５）生活保護受給者

生活保護受給者は、令和元年では70世帯、80人、保護率は11.9‰となっています。これは、全国の保護率や北海道の保護率と比較しても低い水準となっています。

しかし、経済的自立が容易ではない高齢者世帯の増加などにより、保護率が増加に転じることも予測されます。

■生活保護状況の推移

	世帯	人	保護率		
			本別町	北海道	全国
平成 26 年	75	89	11.4‰	31.4‰	17.0‰
平成 27 年	74	86	11.4‰	31.2‰	17.1‰
平成 28 年	71	85	11.7‰	30.9‰	16.9‰
平成 29 年	72	79	11.2‰	30.6‰	16.8‰
平成 30 年	72	83	12.0‰	30.2‰	16.6‰
令和元年	70	80	11.9‰	30.1‰	16.4‰

※‰：パーミルあるいはプロミルとよび、1,000分の１を１とする単位

２　地域福祉の提供体制

（１）本別町社会福祉協議会

社協は、地域福祉活動の実績、総合調整機関として、自治会や民生委員児童委員など、関係機関・団体との連携を一層強化し、多くの町民の参加を得ながら地域の特性を踏まえた活動が期待されます。

社協は、地域福祉を推進する様々な団体により構成され、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、これまでも、「町民みんなに愛される社協づくり」を合言葉に、町との連携を図りながら、介護保険サービスや福祉有償運送などの独自の在宅福祉サービスの充実、ボランティアセンターにおける活動支援などに取り組んできました。

平成25年３月、法人後見センターとして「あんしんサポートセンター」が開設され、権利擁護支援機関の中核としてスタートしました。「あんしんサポートセンター」では、法人後見事業、日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービス事業、生活応急資金貸付事業等など総合的な権利擁護サポートが実施されているほか、地域住民がサポーターとして見守りや話し相手、買い物支援等で関わる生活支援の取組、身寄りの居ない人等の身元保証人を補完する取組としてあんしんすまい保証サービス事業、死後事務委任契約事業、生前事務委任契約事業といった住まい確保をサポートする新たな事業も実施されています。

町の地域福祉計画と連携を図りながら策定する新たな「地域福祉実践計画」により、社協の安定運営、活動の一層の充実が期待されています。

■あんしんサポートセンター事業メニュー

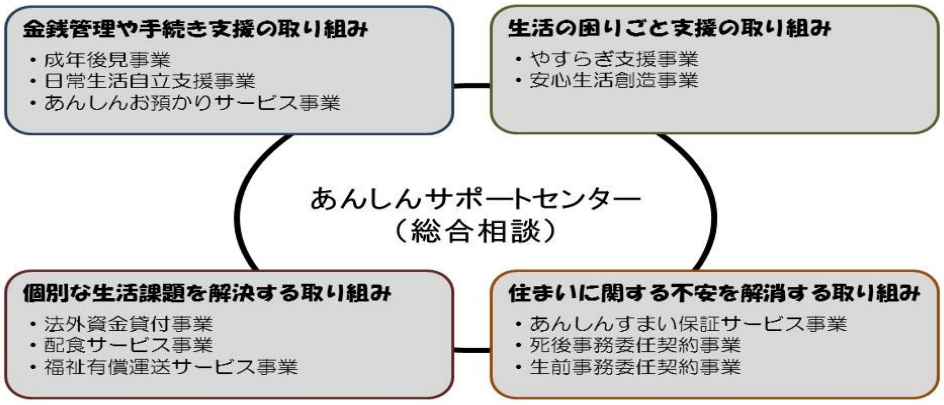

表 14　あんしんサポートセンター利用状況　（人・件）

あんしんサポートセンター利用者数　（延）	169
相談件数　（延）	91
法人後見事業利用者数	4
日常生活自立支援事業	3
あんしんお預かりサービス事業	26
生活応急資金貸付事業	12
生活福祉資金貸付事業	3

※令和元年度実績

（２）民生委員児童委員

民生委員児童委員は、支援を必要とする方の把握、相談支援活動を一層充実させ、担当地区自治会や社協・町との連携強化により、地域福祉推進役・調整役としての活動が期待されます。

民生委員法及び児童福祉法に基づいて厚生労働大臣が委嘱するボランティアである民生委員児童委員は、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉の推進役・調整役です。

本町では、民生委員児童委員33人、主任児童委員２人の計35人により、本別町民生委員児童委員協議会を設置し、担当地区を基盤とした活動を展開しています。

しかし、民生委員児童委員は、活動量の多さと責任から活動を進める上での悩み・苦労が多いため、委員改選時の交替が難しくなっているのが現状です。

本町では、委員定員を満たしている状況にありますが、全国的にはなり手不足、欠員の増加が課題となっています。

また、生活課題の多様化、深刻化の中、住民からの相談に適切に対応し、早期の支援につなげていくためには、必要な知識の習得とともに、相談援助に関する技術等を高める必要があり、研修を充実させる必要があります。

そして、地域福祉を推進するために、民生委員児童委員は担当地区自治会との連携を強化し活動することが望まれます。

今後も、委員一人ひとりの個別援助活動だけでなく、民生委員児童委員協議会としての活動を充実させ、地域全体での取組を促進することが期待されます。

民生委員の職務（民生委員法第 14 条）

一　住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
二　援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
三　援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
四　社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
五　社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。

児童委員の職務（児童福祉法第 17 条）

一　児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
二　児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
三　児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
四　児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
五　児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
六　前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

（３）社会福祉事業者

社会福祉事業者（社会福祉施設）は、地域社会の一員として積極的に地域へ浸透し、地域に開かれた施設になることが期待されます。

平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法第24条第２項には、「地域における公益的な取組を実施する責務」が示されています。社会福祉法人が今後も福祉の担い手として、地域住民等からの信任を得続けるために「地域における公益的な活動」の取組とともに、地域における公益的な活動を柔軟に実施するための整備がうたわれています。

社会福祉事業者らは自らが行う社会福祉事業に関する専門機能を有しており、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、自習やボランティアの受け入れ、さらには、町民等の交流会・懇談会の開催のための調整や場所の提供等を通じて、地域における福祉サービス拠点としての役割を果たすことが期待されています。

本町では、福祉施設が「夏祭り」など、地域住民と利用者・職員との定期的な交流の機会を持っており、今後もボランティアの受け入れを積極的に働きかけ、地域に開かれた施設として、利用者と町民との日常的な交流を進めていくことが必要です。

（４）市民活動

自治会・ボランティア・ＮＰＯ活動などの市民活動は、多くの町民、とりわけ団塊の世代の参加を得ながら、その活動が量的にも質的にも拡大していくことが期待されます。

自治会活動・ボランティア・ＮＰＯ活動などの市民活動は、参加者の自発的な意思によって自己実現や社会貢献への意欲を満たす活動であるとともに、受ける側にとっては、公的な福祉サービスでは対応できない生活課題を充足させるものであることから、両者をつなぐ多様な支え合いによって、地域福祉活動を重層的なものとすることが期待されます。

ボランティアセンターにおいては、あいの里交流センターを核とした活動の取組を推進しボランティアの調整、講座の開設、人材の養成などが取り組まれています。

登録数は、個人登録が11人、団体登録が16団体となっていますが、活動そのものがみえづらいとの意見もあります。

ボランティアセンターにおいても引き続きボランティアの調整と福祉教育を担う町民の育成を継続し豊かな福祉観の醸成に向けた活動が望まれます。

現在、地域では、一斉に退職した団塊世代が新たな生活を営んでいることから、豊かな経験を持つ人々が市民活動へ参加していくことが重要です。

３　第３期地域福祉計画の実施状況

平成28年度を始期とする第３期地域福祉計画においては、「地域のきずなと交流ネットワークを育み　誰もが安心して心やすらかに暮らす　本別」を基本理念に据え、①利用しやすい福祉サービスの仕組みをつくろう、②安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめよう、③地域ですべての人を包み支え合おうの３つの基本目標に従って、施策を展開してきました。

（１）主な成果

①　生活困窮者の自立支援体制の構築

第３期計画で重点事業に掲げた「生活困窮者の私立支援体制の構築」では、平成30年３月に「本別町生活困窮者自立支援対策庁内推進会議」を設置、総合相談支援や日常生活支援、権利擁護の推進等、既存施策との連携、地域や社会福祉事業者と行政の関係者間の情報・課題共有、連携強化を推進することができ、自立支援に向けた体制を整えることができました。

②　災害時における要援護者の避難支援

第２期計画より重点事業に掲げていた「災害時における要援護者の避難支援」は、「自助、共助、公助」の適切な役割分担のもと、「地域（町民）」「行政」が連携し、個人情報の保護・共有を一体的に図りながら事業を推進することができ、協働事業が更に拡大できました。

③　居住福祉の充実

平成30年７月に仙美里地区高齢者向け賃貸住宅「陽だまりの家」、令和元年12月に勇足地区高齢者向け賃貸住宅「ふれあいのいえ」を町社会福祉協議会が開設し、各日常生活圏域において低所得高齢者等が安心して暮らすことのできる「住まいの場」の整備を行いました。

さらに、平成28年２月に設置した「本別町居住支援協議会」において、空き家の有効活用や住宅確保要配慮者に対する支援策等の検討が進められ、居住福祉の充実が推進されました。

④　健康づくりの推進

認知症予防教室が様々な地域・自治会で展開され、住民自らによる健康づくりに向けた意識向上や健康寿命の延伸に向けた取組が進みました。

また、平成30年４月からは「ＧＥＮＫＩくんプロジェクト」を開始し、健康と食に関する講話等をとおして住民の更なる意識醸成を図る体制を構築することができました。

⑤　社協の機能強化

新規採用者の住まいの確保や処遇改善など人材確保に向けた取組を強化し、優秀な人材の確保が進みました。

また、社協内に設置している「あんしんサポートセンター」において、地域のニーズに合わせた身寄りのいない人等への保証人機能を補完する新たな事業として「あんしんすまい保証サービス事業」「死後事務委任契約事業」「生前事務委任契約事業」を創設し、機能強化することができました。

（２）主な課題

①　町民みんなが参加する体制づくり

基礎的な住民自治組織である「自治会」では、組織運営においても役員のなり手が慢性的に不足するなどの課題があります。とりわけ、身近な地域における福祉の担い手である「民生委員児童委員」や「在宅福祉ネットワーク」においては、高齢化などにより、なり手が固定化している状況や、次の担い手に引き継ぎたいのに引き継げないような状況が見受けられます。

「福祉でまちづくり」を更に進めるための各種事業内容の周知や広報活動、新たな課題に対応するための担い手づくりなど、町民みんなが参加する体制づくりを更に進めていくことが必要です。

②　包括的相談体制の整備

個別の制度に基づく専門相談機関や分野ごとの総合相談窓口の整備は進んでおり、高齢者や障がいのある人、子どもやその保護者、生活困窮者に区分し、それぞれ可能な支援を行っていますが、世代や属性に関わらない地域生活課題を包括的に受け止めたり、その課題が複雑多様化して解決が難しい場合にも包括的な相談支援が十分に提供できるような体制整備には至っていません。

多機関・多分野が有機的に連携して、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備が必要です。

４　地域福祉の推進課題

（１）福祉意識の高揚と担い手の養成・確保

「福祉でまちづくり」を推進するためには、「自助」、「共助」、「公助」の考え方や役割分担を互いに理解し合うことが必要であり、高い志を持った多くの町民を福祉活動の担い手として、継続的に養成・確保していく必要があります。

地域福祉を推進するためには、「福祉でまちづくり宣言記念事業」や「障がい者週間記念事業」、学校との連携による「福祉教育」の充実など「福祉意識の高揚」と、若い世代の福祉への関心をより高め、福祉に関わる活動に参加を促すような仕組みづくりが必要です。

また、「認知症サポーター養成」や「生活・介護支援サポーター養成」など、「担い手の養成・確保」のための施策の充実も必要です。

（２）情報提供・相談体制の充実

支援を必要とする人が、利用したい福祉サービスを適切に選択するためには、福祉サービスに関する正しい情報が得られるようにする必要があります。

地域では福祉ニーズの多様化・複雑化により複合的な生活課題を抱える人が多くみられるようになり、既存の体制では解決が困難なニーズに対し、世帯全体が抱える悩みを解決するため、アウトリーチを含む包括的な相談対応を図るなど、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの確立が求められています。

また、生活困窮者自立支援制度は、個人の自立のみではなく、生活困窮者の居場所づくりやつながりの形成、社会資源の創出など、制度を通じた地域づくりも目指していることから、総合相談支援や日常生活支援、権利擁護の推進等、既存施策との連携、地域や社会福祉事業者と行政の関係者間の情報・課題共有、連携強化を更に推進し、自立支援に向けた体制を確立することが必要です。

（３）高齢者のいる世帯の増加と安心確保

町民が地域において自立した生活を営む上で、支援が必要となったときの公的な福祉サービスだけでなく、日ごろからの安心の確保が必要です。

本町では、高齢単身・夫婦世帯の増加が続いており、高齢者のいる世帯の割合は半数を超えています。

「孤立死」や「高齢者虐待」など、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない課題を防ぐためには、日ごろからの声掛け、見守りなど、「ひとりの不幸も見逃さない地域社会の再構築」が必要です。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「高齢単身・夫婦世帯の増加」や「介護離職の防止」に対応した「高齢者が地域で生活するための安心確保」を更に進めていくことが必要です。

（４）災害時・緊急時に備えた体制づくり

町民が地域において自立した生活を営む上で、大雨や地震、大規模停電などの災害発生時の避難や緊急時の対応など、自力での避難が困難な人の不安を取り除くことや、緊急時の連絡体制の構築が必要です。

緊急時の連絡体制の構築においては、平成22年に「高齢者実態調査」、平成26年及び平成29年、令和２年に「避難行動要支援者実態調査」を行っています。令和２年の調査でも自治会等に対して緊急連絡先等の個人情報の提供に同意をいただいた人が2,162人（全体の82.5%）と非常に高い回答が得られ、本町の個人情報の共有についての理解の深さ、地域ぐるみでの体制づくりへの協力がうかがえます。

「災害時要援護者」に誰が該当するのか、また、どのような支援が必要なのかについての地域住民間での情報共有と適切な個人情報保護に努めるなど、「災害時、緊急時に備えた体制づくり」を更に進めることが必要です。

（５）安心して暮らせる安全で快適な環境づくり

町民が地域において安心して日常生活を送るためには、心身や財産上の安全性が確保されていることが大切です。町民一人ひとりが普段の生活の中で、加害者にも被害者にもならず、交通事故やトラブルに巻き込まれないよう、関係機関との連携を図るとともに、正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。

消費者被害や特殊詐欺等の対策に取り組むほか、「免許証返納による足の確保」や「高齢運転手による事故防止」を考慮した、「移動手段の確保」や「地域交通の利便性向上」に取り組むことが課題となっています。

（６）住民同士の交流・地域活動の推進

地域で支え合い、協力し合うことのできる関係づくりのためには、町民一人ひとりが、近隣住民とのつながりや信頼関係を育む必要があります。地域福祉を推進するため、今後も良好な「住民同士の交流」を促進するとともに、良好な人間関係から生まれる住民の主体的な「地域活動の促進」に努めることが必要です。

地域共生社会の実現に向けては、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進していく必要があります。

また、高齢化等に伴う担い手の減少や人間関係の希薄化の進行などに対応するため、仕事やまちづくりにおいて高齢者が活躍できる環境づくりに取り組むことが課題となっています。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本町は、第７次総合計画において、まちづくりの基本理念として、「心を合わせて　みんなの笑顔を　未来につなぐ」を掲げています。

このうち、「人と人とのつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち」として掲げられた福祉関連のテーマにおいては、

○住み慣れた地域において、安心して暮らし続けていく

○健康・医療・福祉・子育て支援の体制を維持する

○自治会などの支え合いの活動から、充実した日常生活を送ることができる社会の形成

といったテーマを掲げて、地域の福祉環境整備への取組を進めようとしています。

地域福祉は、町民参加により成り立つものです。少子・高齢化や過疎化の進展で、家庭や地域の姿も変わりつつありますが、地域活動や町民相互の交流を通じて地域のきずなを深めるとともに、困っている人や生活課題を抱えている人に、町民同士が互いに手を差し伸べ合い、支え合う地域づくりを目指します。

そして、地域の課題は地域住民の力で解決するという、地域住民の自助力、地域の共助力を高め、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

地域のきずなと交流ネットワークを育み
誰もがいきいき笑顔で暮らすまち　本別

２　基本目標

前述の基本理念「地域のきずなと交流ネットワークを育み誰もがいきいき笑顔で暮らすまち本別」の実現に向けて、社会福祉法第107条で掲げられている５つの「地域福祉計画に盛り込むべき事項」に基づき、本計画における基本目標として、以下の３つの柱を設定しました。

◆ 社会福祉法第 107 条で掲げられている地域福祉計画に盛り込むべき事項 ◆

１．地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
２．地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
３．地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
４．地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
５．包括的な支援体制の整備に関する事項

基本目標１　互いに支え合う地域をつくろう

誰もが地域から孤立し排除されることなく、自分らしく暮らせる地域社会を実現するためには、困っている人や生活課題を抱えている人に対して手を差し伸べ、相談に応じるなど、地域全体で支え合うことが必要です。

「福祉でまちづくり」を推進するためには、福祉教育の推進や町民全体の意識啓発、地域福祉の理念の普及、認知症サポーターやあんしんサポーター養成、ボランティア活動など、様々な場面において住民が気軽に参加できる機会の充実を図ります。また、自助・共助・公助の適切な役割分担を基本に「地域福祉推進体制」の確立に向けた取組を進めます。

基本目標２　安心して暮らせる地域をつくろう

現在、介護保険サービスをはじめ、障がいのある人や児童などを対象とした様々な公的サービスがありますが、地域住民に各種サービスが十分に活用されていないことがうかがえるため、様々な媒体・手段で正しい情報を提供し、サービス内容の周知を図ります。

また、住み慣れた地域において、安心して暮らし続けていくためには、日常生活上の不安を解消することが必要です。地域住民誰もが安全で安心な生活を送ることができるよう、生活困窮者の自立支援、要援護者の福祉、保健、医療と生活関連分野との連携の充実や支援を図り、子どもたちを安心して育てられる環境づくり、防災・防犯、交通安全対策などについて、地域ぐるみで対応できる体制づくりを進めます。

更に児童・高齢者・障がい者虐待を防止するためのネットワーク整備を図るなど、権利擁護体制の充実に努めるとともに、日常生活や自立支援サービスの充実、住宅改修や公共施設、道路のバリアフリー化、多様な住まいの場の提供など、居住福祉の充実を図ります。

基本目標３　いきいきと暮らせる地域をつくろう

いきいきと活力にあふれた地域づくりが地域福祉の向上に大きく寄与することから、地域住民が主体となった健康増進や介護予防等の取組や、就労・社会参加の取組を促進し、地域住民自身が知恵や力を活かし、安心して生活を営むことができる地域づくりを進めます。

３　重点的に取り組むこと

地域福祉活動の先導的な取り組みとし、事業の継続的な実施と充実を図るため、次の２事業を本計画の重点事業（リーディング・プロジェクト）として位置付け、「自」・「共」・「公」の役割分担と連携による取組を推進します。

《重点事業１》

「包括的支援体制の構築」

経済的に困難な人や人間関係がうまく築けずに就業できない人、8050 世帯や介護と育児のダブルケアなど、複合的な課題を抱える人についての相談窓口として、多機関・多分野協働による包括的支援体制の構築を図ります。

■包括的な支援体制のイメージ

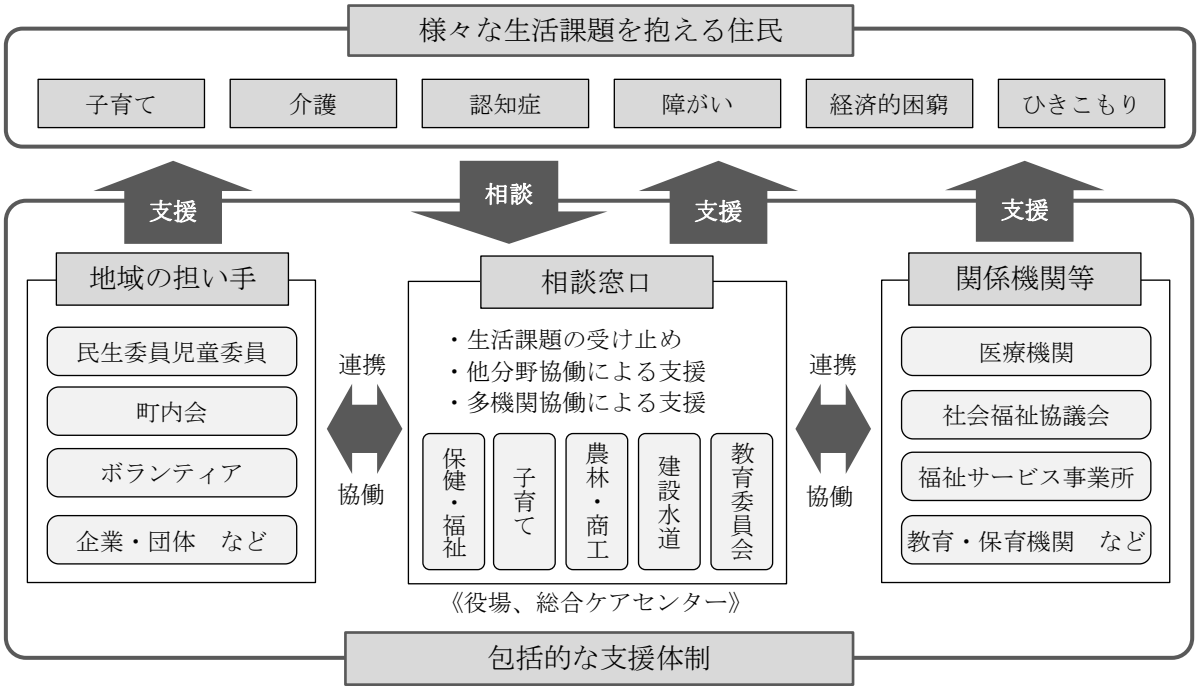

《重点事業２》

「災害時要配慮者支援対策の充実」

大規模な災害発生時には、地域で暮らす高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、人工透析患者を含む難病患者など特に配慮を要する者（要配慮者）は、災害情報の入手や、自力での避難が困難なことから、大きな被害を受けることが想定されます。

災害時に何らかの支援を必要とするこれらの要配慮者が、地域の中で安心・安全に暮らすことができるよう、防災に関する情報の周知・啓発、避難行動要支援者の把握と避難計画の作成、避難所の充実、計画的な備蓄の推進、地域の防災力向上など支援体制の充実に努めます。

４　施策の体系

（１）施策組み立ての考え方

施策の体系化にあたり、基本目標で掲げた３つの目標と本町の現状やアンケート調査等からの課題に対処し、本別町の地域福祉活動を推進するために、その具体的施策を、本別町における地域福祉の推進課題別に次頁の表に整理します。

また、この分類に基づき、基本方針と具体的な施策を設定し、施策の体系を構築します。

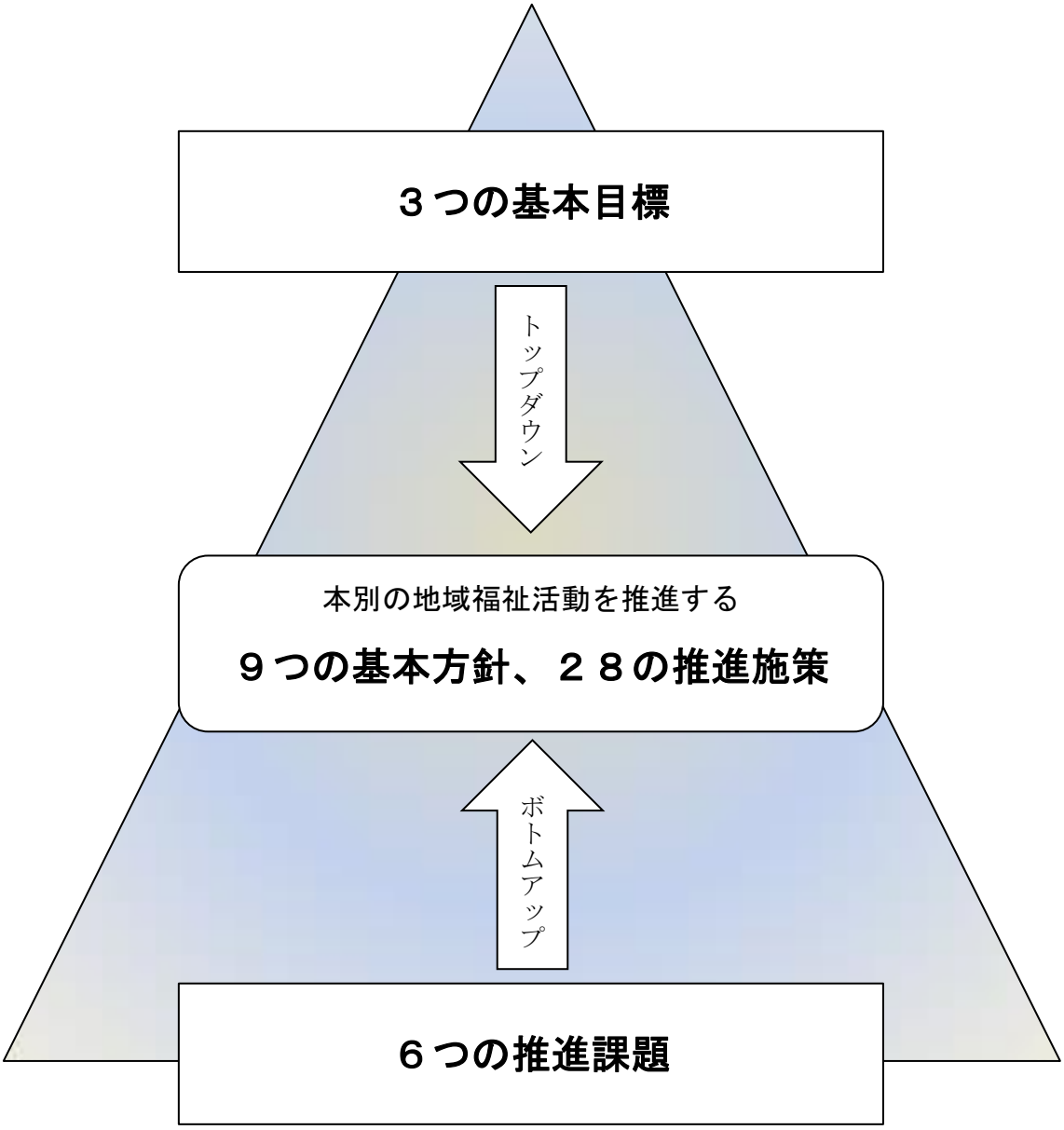

目標と推進課題のマトリックス

社会福祉法による検討事項（トップダウン型施策）／課　題（ボトムアップ型施策）		３つの基本目標		
		1 互いに支え合う 地域をつくろう	2 安心して暮らせる 地域をつくろう	3 いきいきと暮らせる 地域をつくろう
本別における６つの地域福祉の推進課題	A　福祉意識の高揚と担い手の養成・確保	・意識の高揚・福祉教育の推進 ・担い手の養成	・子育て環境の充実	
	B　情報提供・相談体制の充実		・情報提供の充実 ・総合相談体制の充実	
	C　高齢者のいる世帯の増加と安心確保		・高齢者・障がい者福祉の充実 ・自立生活支援サービスの充実 ・生活困窮者の自立支援 ・権利擁護事業の推進 ・虐待防止の推進	・健康づくりの推進 ・介護予防の推進 ・精神保健の充実
	D　災害時・緊急時に備えた体制づくり		・防災に関する情報提供の充実 ・災害時要配慮者支援体制の充実 ・地域における防災時の体制づくり	
	E　安心して暮らせる安全で快適な環境づくり		・多様な住まいの提供 ・バリアフリー化の推進 ・交通安全の推進 ・防犯の推進 ・感染症対策の推進	
	F　住民同士の交流・地域活動の推進	・在宅福祉ネットワーク事業の充実 ・地域福祉推進体制の確立 ・社会福祉協議会との連携強化	・住民参加型サービスの推進	・交流の場の充実 ・就労への支援 ・スポーツ・文化への参加促進

（2）施策の体系

前項の考え方に基づく施策の体系は、３つの基本目標、９つの基本方針、28の推進施策を骨とした構成とし、以下の体系に基づいた計画とします。

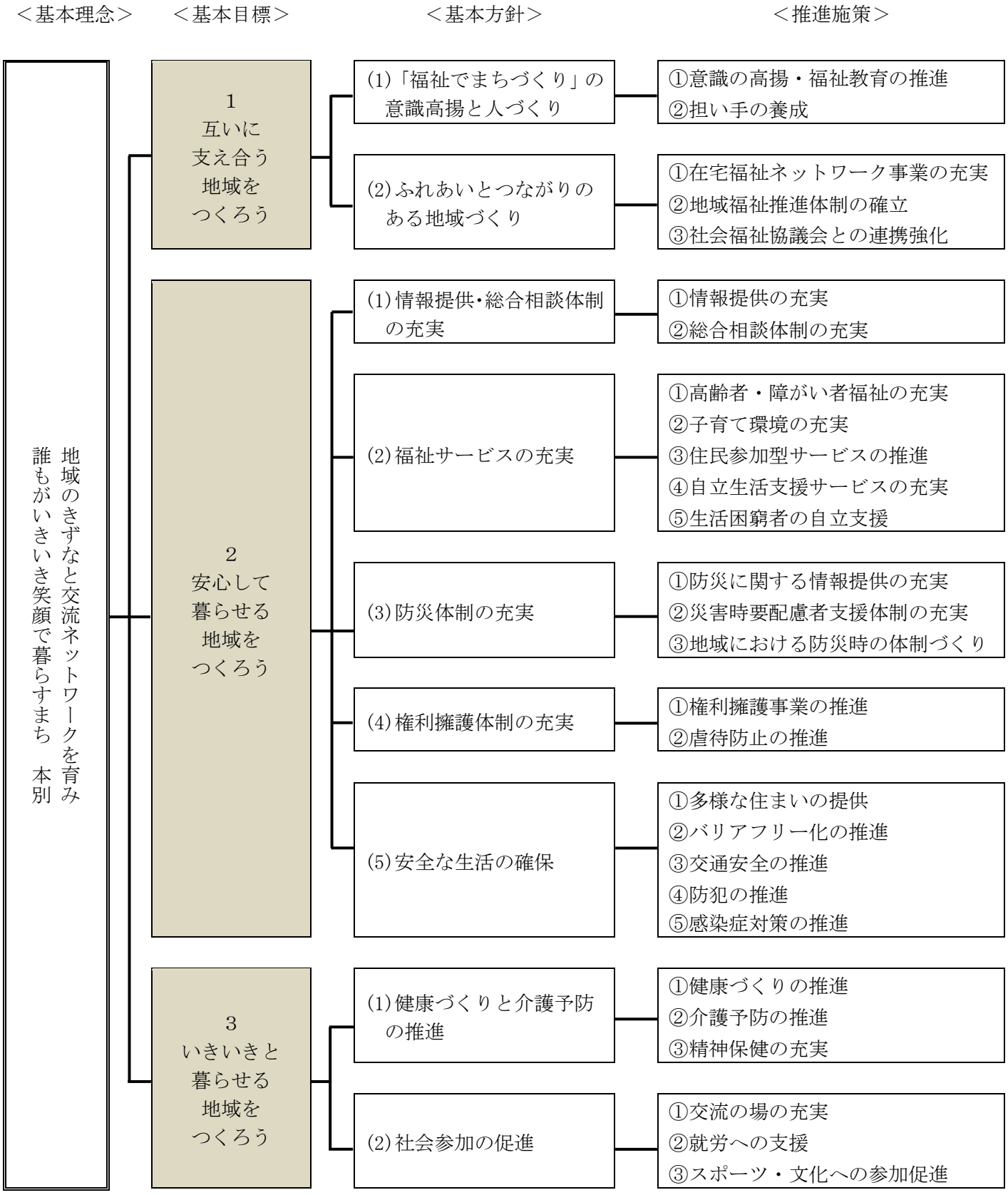

第４章　施策の展開

前章で整理した施策の体系に沿って施策の基本的な方向を示し、施策ごとにその具体的な取組や町民・地域に期待される役割などをまとめて示します。

《町の取組》

施策の基本的な方向に沿って今後５年間の実施事業をまとめています。

《町民・地域の期待役割》

町民や地域（社協、民生委員児童委員、社会福祉事業者、ボランティア団体、自治会など）に期待される役割をまとめています。

１　互いに支え合う地域をつくろう

（１）「福祉でまちづくり」の意識高揚と人づくり

①意識の高揚・福祉教育の推進

町民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、「福祉でまちづくり」を推進するため、学校教育における福祉教育の推進や、町民全体の意識啓発、地域福祉の理念の普及に取り組みます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
福祉でまちづくり宣言記念事業	「福祉でまちづくり宣言」の趣旨を多くの町民に広め、地域福祉の推進を図るため、福祉でまちづくり宣言記念事業の充実に努めます。
障がい者週間記念事業	障がい者福祉についての関心と理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める機会として障がい者週間記念事業の充実に努めます。
健康づくり・福祉講演会の開催	生涯学習を通じた福祉教育の推進を図るため、健康づくり講演会や各種福祉講演会を開催します。
福祉教育の推進	地域福祉の担い手となる子どもたちの健全な育成、福祉に対する理解を深めるため、各学校との連携を図り、総合的な学習時間等を活用した福祉教育の充実に努めます。

《町民・地域の期待役割》

○家庭内での福祉教育に取り組み、地域や町などが開催する福祉学習の機会に積極的に参加する。［町民］

○自己実現、社会参加の意識を高める。［町民］

○施設ボランティアの受け入れ、地域に開かれた施設を体験してもらうなど、町民が福祉を身近に感じられる機会をつくる。［社会福祉事業者］

○町民の意識啓発、地域福祉活動をＰＲする。［地域］

○社会福祉大会の開催や広報活動の充実など、社協に対する町民の理解と参加を促進する。［社協］

②担い手の養成

地域活動の中核となる人材を養成し、質の高い住民参加型のサービスを継続的に実施するため、認知症サポーターや生活・介護支援サポーターの養成に取り組み、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。

《町の取組》

実施事業	主な取組
認知症サポーター等養成事業	「もの忘れ散歩のできるまち」の実現に向けて、認知症の正しい理解と適切な対応ができるよう、認知症サポーターの養成に地域や学校、企業と一体となって取り組みます。 また、認知症サポーターの更なる活躍の場である「チームオレンジ」を整備するため、ステップアップ講座を開催し、「チームオレンジ」のメンバーを養成します。
あんしんサポーター養成事業	やすらぎ支援事業や安心生活創造事業、日常生活自立支援事業、社協法人後見、在宅福祉ネットワークなど、地域福祉活動の担い手となるあんしんサポートセンターを運営する社協の支援を行います。
ボランティア活動の促進	ボランティアに関する相談、援助、登録、紹介のほか、講座等を開催するボランティアセンター（社協）の運営を支援し、福祉ボランティアへの町民理解を促進するとともに、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。
介護職員初任者研修・福祉入門研修の実施	介護人材の不足が深刻化する中、町民が担い手となり活躍する場を創出することが重要です。元気な高齢者や高校生等を対象とした介護職員初任者研修・福祉入門研修を開催し、住民相互による生活支援や介護予防に資する活動の担い手を養成します。

《町民・地域の期待役割》

○地域福祉の担い手として自らの知識や経験を活用する。[町民]
○民生委員児童委員、地域における福祉活動などの公益的なボランティアについて理解を深め、その活動に協力・参加する。[町民]
○団塊の世代をはじめ、社会参加、自己実現の場を求める町民を活動に結び付ける。[地域（自治会）、市民活動団体]
○福祉委員や個人ボランティアなど、人材育成に努める。[社協]
○ボランティア団体の活動を支援する。[社協]
○後見支援員の養成・フォローアップに努める。[社協]

（２）ふれあいとつながりのある地域づくり

①在宅福祉ネットワーク事業の充実

「ひとりの不幸も見逃さない」をスローガンに、地域住民が安心して生活を送ることができるよう、自治会の福祉部が中心となって日常的な見守りや除雪、サロン活動など、５つの活動項目から自治会の創意工夫により活動を展開してきた「在宅福祉ネットワーク」の充実、拡大に向けた支援を行います。

《町の取組》

実施事業	主な取組
在宅福祉ネットワークの普及・拡大	現在、75 自治会中、36 自治会で 31 のネットワークが組織化されていますが、特に、農村地区の組織化に向けて、連絡協議会、社協、町が一体となって普及・拡大に取り組みます。
在宅福祉ネットワーク連絡協議会活動の促進	在宅福祉ネットワーク活動の情報交換、活動内容の充実を図るために開催する研修会や視察研修など、活動促進のための支援を行います。

《町民・地域の期待役割》

○町民の安心を守るための重要な活動であることを理解し、その活動に協力・参加する。［町民］

○未組織自治会は、活動が町民同士による支え合い・助け合い活動であることを理解し、組織化に向けた検討を行う。［地域（自治会）］

○組織化自治会においては、安否確認、除雪、サロン活動など、ネットワーク活動の充実のため、福祉協力員との連携、要援護者に関する情報共有に努める。［地域（自治会）］

○在宅福祉ネットワークとの連携を図った民生委員児童委員活動を展開する。［民生委員児童委員］

○在宅福祉ネットワーク活動、連絡協議会活動の充実を図るための支援を行う。［社協］

②地域福祉推進体制の確立

「福祉でまちづくり」の推進のため、中核的な役割を担う「健康長寿のまちづくり会議」、「民生委員児童委員協議会」、「障害者自立支援協議会」等における研修内容を充実させ、地域課題の発見から課題解決に向けた議論の活性化・施策化を図るなど、地域福祉推進体制の確立に向けた取組を進めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
健康長寿のまちづくり会議	高齢者や障がいのある人が健康で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、保健福祉施策への町民の参加を定めた「健康長寿のまちづくり条例」（町民主導による本町初の条例）に基づく会議の重要性を広く町民に周知するとともに、会議の活性化に向けた取組を行います。
民生委員児童委員協議会	町民のあらゆる福祉ニーズを日常的に把握し、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うとともに、町や社協に必要な対応を促すパイプ役となるため研修事業の充実を図り、協議会活動の活性化に努めます。
障害者自立支援協議会	障害者自立支援協議会は『本別町で誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らすことのできる「自立」と「共生社会」の実現』を図るための組織です。 医療・保健・福祉のみならず、教育、産業、地域、当事者団体など関係機関とのネットワークの拡大・連携強化により、様々な課題を抱える人に対する相談援助や支援体制の確立、新たな課題への対応を図ります。
本別町共同募金委員会	地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的とし実施される共同募金の取組を行います。
日本赤十字社本別町分区	赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想と人道的任務を達成することを目的とし取組を行います。
本別町赤十字奉仕団への支援	すべての人のしあわせを願い、明るく住みよい社会を築き上げていくために陰の力となって身近な奉仕に従事することを目的としている本別町赤十字奉仕団の活動を支援します。

③社会福祉協議会との連携強化

措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、高齢者単身世帯の増加、生活困窮者支援など福祉ニーズの多様化・複雑化と社会構造の変化に伴い、平成 28 年４月に「社会福祉法等の一部を改正する法律（以下、「改正社会福祉法」）」が施行され、社会福祉法人制度について経営組織の強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置などが明記されました。

これまでも社会福祉協議会は、町からの受託事業や介護保険サービス、障がい福祉サービス事業に力を注ぐだけでなく、社会福祉法における地域福祉の推進役、かつ、「福祉でまちづくり」における町の地域福祉推進のパートナーとして、社協の機能強化に向けた「本別町地域福祉実践計画」を策定し、行政計画である「本別町地域福祉計画」と相互に連携して地域福祉の推進を図ってきました。

主な推進成果としては、平成 25 年３月に「あんしんサポートセンター」が開設され、権利擁護支援機関の中核となり、法人後見事業、日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービス事業、生活応急資金貸付事業、死後事務委任契約事業など総合的な権利擁護サポートが実施されているところです。

改正社会福祉法に伴い、地域における公益的な取組を実施する責務がより強く求められ、生活困窮者の支援についての役割が重要となっています。また、本別町内における各事業所の介護人材確保、社会福祉協議会が実施する公益事業における人材の確保、さらには、経営基盤の安定と強化も必要となっています。

「福祉でまちづくり」における町の地域福祉推進のパートナーとして連携を強め、社協の機能強化に向けた「本別町地域福祉実践計画」を策定し、行政計画である「本別町地域福祉計画」とを車の両輪として地域福祉の推進を図っていきます。

２　安心して暮らせる地域をつくろう

（１）情報提供・総合相談体制の充実

①情報提供の充実

利用者が供給されるサービスに関する必要な情報を容易に入手できるようにするため、様々な媒体・手段で正しい情報を提供し、サービス内容の周知を図ります。

《町の取組》

実施事業	主な取組
広報紙等による情報の提供	サービスや地域生活、地域活動に関する正しい情報を得られるよう、適切な時期に「広報ほんべつ」や「町ホームページ」などを活用した情報の提供に努めます。
福祉マップによる情報提供	「子育て」「介護」「手帳の手引き」などサービスや社会資源に関するマップの作成・更新を行い、サービスを必要とする人への情報支援に努めます。

《町民・地域の期待役割》

○提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。［町民］
○回覧板や広報紙を活用するなどして町民の情報共有に努める。［地域］
○情報を必要とする町民へ直接伝達する。［民生委員児童委員］
○公的サービス以外の支援についても、公的サービスとあわせてＰＲする。［地域］
○施設の役割や状況を積極的に情報発信する。［社会福祉事業者］
○「社協だより」により地域福祉活動、ボランティア活動などの情報発信を定期的に行う。［社協］

②総合相談体制の充実

利用者がサービスを選択するにあたって適切な助言が得られるようにするため、利用しやすい相談体制を整えるとともに、相談窓口の連携により多様な生活課題に迅速に対応できるよう努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
各種相談窓口のＰＲと棲み分け	支援を必要とする町民が身近なところで気軽に相談できるよう、行政機関や社協（あんしんサポートセンター)、民生委員児童委員などの相談窓口の周知を図り、町民にわかりやすい相談体制を整備します。
相談窓口の連携・情報共有	生活困窮ニーズなど新たなニーズに対応できるよう体制を整え、相談窓口同士の情報交換や情報の共有化により、相談が確実に支援に結び付くよう相談窓口の連携体制の強化を図ります。
包括的支援体制の構築	経済的に困難な人や人間関係がうまく築けずに就業できない人、8050 世帯や介護と育児のダブルケアなど、複合的な課題を抱える人についての相談窓口として、多機関・多分野協働による包括的支援体制の構築を図ります。

《町民・地域の期待役割》

○民生委員児童委員等の活動を理解し、身近に相談できる人をつくり、困ったときの連絡ができるようにする。［町民］

○必要に応じて適切な窓口を紹介する。［地域］

○困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。［民生委員児童委員］

○専門性を活かした相談援助活動を行う。［社会福祉事業者］

○あんしんサポートセンターや各種相談事業のＰＲと充実に努めるとともに、各種相談事業の整理・棲み分けを町とともに行う。［社協］

（２）福祉サービスの充実

①高齢者・障がい者福祉の充実

生活のセーフティネットとして、保健福祉サービスを体系的に整備し、各サービスの充実と適正な供給に努めるとともに、利用者主体のサービス提供を行います。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」、「障がい福祉総合計画」、「健康ほんべつ２１」の計画に基づいた施策の推進を図ります。
日常生活圏域での事業展開	施策の推進にあたっては、町民の参加・協力が得られやすい日常生活圏域（二次福祉圏域）を単位として、住民参加型施策の構築・事業展開を図ります。

《町民・地域の期待役割》

○利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[町民]
○サービス選択は自己責任であることを認識する。[町民]
○サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。[町民・地域]
○活動を通じて得た問題点について意見を具申する。[民生委員児童委員]
○サービスの質の向上を図る。[社会福祉事業者・社協]
○低所得者等のサービス利用を支援するため、適切な資金貸付を行う。[社協]

②子育て環境の充実

町民ニーズの多様化に対応した保育のサービスの充実や子育て環境の整備を図るとともに、ひとり親家庭が、地域の様々な社会資源を活用しながら、自立した生活を送るためのニーズ把握、新たな支援策の検討を進めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「子ども・子育て支援事業計画（本町における子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めるための計画)」に基づいた施策の推進を図ります。
ニーズ把握・支援策の検討	施策の推進にあたっては、的確なニーズ把握を行うとともに、就労・住まい・子育て支援など総合的な施策の検討・実施に努めます。また、日常生活圏域（二次福祉圏域）を単位として、新たな住民参加型施策の構築・事業展開を図ります。

《町民・地域の期待役割》

○利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[町民]
○サービス選択は自己決定であることを認識する。[町民]
○福祉サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。[町民・地域]
○「誰かの子ども」から「地域の子ども」へと目線を変え、身近な場所での付き合いや支援を行う。[町民・地域]
○活動を通じて得た問題点や支援策について意見を具申する。[民生委員児童委員]
○福祉サービスの質の向上を図る。[社会福祉事業者]
○低所得者等のサービス利用を支援するため、適切な資金貸付を行う。[社協]

③住民参加型サービスの推進

誰もが安心して暮らすための「福祉でまちづくり」を進めるためには、住民参加により身近な人からのサービス提供が不可欠であり、サービスの質を高め、今後もより多くの住民参加によるサービス提供を推進します。

《町の取組》

実施事業	主な取組
安心生活創造事業	一人暮らし高齢者や障がいのある人等の「見守り」、「買い物支援」を中心とした定期的な日常生活支援を行うサービスです。あんしんサポートセンターと地域包括支援センター、行政相談窓口との連携を図り、潜在的なニーズ把握に努めます。
やすらぎ支援事業（高齢）	介護負担の軽減のため、やすらぎ支援員が介護家族に代わって認知症高齢者の長時間の見守りなどを行うサービスです。事業の周知を行うとともに、関係機関と連携し利用に向けた支援強化に努めます。
チームオレンジの整備	認知症当事者や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とする支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」について、認知症サポーターの活動の質を担保しながら計画的に整備します。
介護相談員派遣事業（高齢）	介護相談員が施設や在宅訪問を通じて、サービスに関する不満・要望等を聞き、事業所にその内容を橋渡しすることでサービスの質の向上が図られています。今後も相談活動を充実させるための支援に努めます。
住宅改修支援チーム（高齢・障がい）	建築士会の協力のもと、理学療法士・ケアマネジャーによるチームが無料で住宅改修相談・助言・費用の概算見積を行っています。住宅改修事例の評価など建築士会の協力を得ながら、適切な住宅改修に努めます。
すきやきたい（子育て）	「すきやきたい」は「支援を必要とする家庭」と「支援活動に社会的役割を果たそうとする人」を結び付ける子育て支援事業です。今後も研修内容の充実を図り、地域の子育て力向上に努めます。

《町民・地域の期待役割》

○各種住員参加型サービスを知る機会をつくり、適正に利用する。［町民］

○サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。［町民・地域］

○サービス利用が望ましいと思われる人に対して、サービス内容を周知し、適切な利用に結び付ける。［民生委員児童委員］

○サービス内容の周知、特に、介護相談員との情報交換によりサービスの質の向上に努める。［社会福祉事業者・社協］

○受託事業（安心生活創造事業、やすらぎ支援事業）の内容充実に努めるとともに、銀河サロンに対する支援の継続、勇足地区で実施している「ゆうゆうサークル（子育て支援）」事業の仙美里地区での展開に向けた検討を町とともに行う。［社協］

④自立生活支援サービスの充実

生活のセーフティネットとして必要な公的福祉サービスの充実に努め、利用者が自立した生活を送るために必要な支援を行います。

《町の取組》

実施事業	主な取組
福祉有償運送	要介護認定者など公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に通院など移動の確保を図る事業であり、事業を実施する社協に対しての支援を行います。
配食サービス	要援護者や介護、障がいサービス利用者など真に配食サービスを必要とする人を対象に週２回の配食を行うサービスです。 多くのボランティアの協力をいただける体制を模索するとともに、事業を実施する社協に対しての支援を行います。
除雪サービス	一人暮らし高齢者など、家族や地域での除雪支援が受けられない人を対象に玄関前の除雪を行うサービスです。市街地の除雪を受託している事業者の作業員が不足している状況にあり、作業員確保に向けた検討を行うとともに、他の方法での実施体制を模索します。
緊急通報システム	一人暮らし高齢者で心疾患のある人や認知症高齢者などを対象に、人感センサーにより見守り・徘徊感知を行う緊急通報システムです。今後も利用者の増加が見込まれることから、適切な利用の推進、機器の確保に努めます。

《町民・地域の期待役割》

○利用するサービスは限られた公的福祉サービスであることを理解して、適正に利用する。［町民］

○サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。［町民・地域］

○サービス利用が望ましいと思われる人に対して、サービス内容を周知し、適切な利用に結び付ける。［民生委員児童委員、社会福祉事業者、社協］

○町補助事業（福祉有償運送、配食サービス）の内容充実に努めるとともに、支援を必要とする人が適切にサービス利用を行うための事業内容の見直しを町とともに行う。［社協］

⑤生活困窮者の自立支援

既存の支援体制では十分に対応することが難しい、多様で複合的な課題を抱える「生活困窮者」の自立支援を図るため、その多様な課題を包括的に支援できる体制を強化します。

《町の取組》

実施事業	主な取組
生活困窮者の自立支援体制の強化	生活困窮者の早期発見・把握方法、各種相談支援機関との連携や町内での施策・資源による支援体制の確立、支援に必要となる新たな施策の検討など、生活困窮者の自立支援体制の強化を図ります。
生活困窮者自立支援対策庁内推進会議	生活困窮者自立支援法に規定する施策の実施にあたり、庁内関係部署が連携して、地域の実情に応じて生活困窮者に対する必要な支援を効果的に実施し、自立の促進を図るための取組を進めます。
冬の生活支援対策事業	灯油価格が高騰している場合に、町内に在宅で生活する一定の収入額以下の世帯及び生活保護世帯に対して灯油購入等資金の一部を助成し、冬期間の生活の安定を図ります。

《町民・地域の期待役割》

○様々な困難課題を抱える人、地域から孤立し支援が必要と思われる人の情報を町に伝える。［町民・地域］

○地域との情報交換に努め、生活困窮者の早期発見に努める。［民生委員児童委員］

○生活困窮者に必要なサービスを提供する。［社会福祉事業者］

○生活困窮者からの相談・援助活動を充実させ、町との情報共有・対応に努める。［社協］

○就労の場や日中活動の場の提供［ＮＰＯ活動］

（３）防災体制の充実

①防災に関する情報提供の充実

防災に関する必要な情報を容易に入手できるようにするため、様々な媒体・手段で正しい情報を提供し、防災情報の周知を図ります。

《町の取組》

実施事業	主な取組
広報紙等による情報の提供	サービスや地域生活、地域活動に関する正しい情報を得られるよう、適切な時期に「広報ほんべつ」や「町ホームページ」などを活用した情報の提供に努めます。
防災ガイドマップによる情報提供	危険な箇所や避難所に関する防災ガイドマップの更新を行い、防災への情報支援に努めます。
防災行政無線戸別受信機の設置	災害時にいち早く情報を入手することのできる防災行政無線戸別受信機の設置を促進し、適切な利用の推進を図ります

《町民・地域の期待役割》

○自分の身は自分で守る意識を持つ。［町民］
○防災に関する情報をしっかりと受けとり、自分も発信する。［町民］
○提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。［町民］
○防災に関する情報の収集と発信に努める。［地域］
○回覧板や広報紙を活用するなどして町民の情報共有に努める。［地域］
○地域で課題となっていることを把握し、解決に取り組む。［地域］
○情報を必要とする町民へ直接伝達する。［民生委員児童委員］

②災害時要配慮者支援体制の充実

災害時に何らかの支援を必要とする要配慮者が、地域の中で安心・安全に暮らすことができるよう支援体制の充実に努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
避難行動要支援者名簿の作成・管理	高齢者実態調査を通じて、適切な避難行動要支援者名簿の作成・管理に努めます。
福祉避難所の機能強化	高齢者や障がいのある人の特性に配慮した支援体制を強化するため、民間施設を含む福祉避難所指定施設の備蓄資材の充実などに努めます。
福祉車両等提供体制の検討	高齢者や障がいのある人の特性に配慮した支援体制を強化するため、サービス事業所と連携し福祉車両等の提供体制の検討を進めます。
備蓄資材の充実	高齢者や障がいのある人の特性に配慮し、福祉避難所等における備蓄資材の確保・充実に努めます。
各種対応窓口の連携・情報共有	災害時要配慮者に対する各種対応窓口同士の情報交換や情報の共有化により、確実に支援に結び付くよう連携体制の強化を図ります。

《町民・地域の期待役割》

○自分の身は自分で守る意識を持つ。［町民］
○防災に関する情報をしっかりと受けとり、自分も発信する。［町民］
○施設や資材の問題点や不備などに気づいたときは意見する。［地域］
○防災に関する情報の収集と発信に努める。［地域］
○地域で課題となっていることを把握し、解決に取り組む。［地域］
○協力体制の構築など、地域との連携を図る。［社会福祉事業者・社協］

③地域における防災時の体制づくり

台風をはじめ局地的大雨等による浸水や土砂災害、大規模停電など、いつ発生するかわからない非常事態に備え、自・共・公の連携によって安心の確保を図ります。

《町の取組》

実施事業	主な取組
災害時避難支援体制の構築	災害時要援護者避難支援プランを策定し、災害時に避難支援が必要な人を地域全体で支援する体制の構築を図ります。
自主防災体制づくり	災害時要援護者避難支援プランの策定と並行して、自治会における自主防災組織の結成促進と育成強化に努めます。
防災訓練の実施及び運営支援	全町的な防災訓練を実施するとともに、地域において実施される防災訓練の運営を支援します。
指定避難施設の備蓄資材の充実	指定避難施設における備蓄資材について、適宜更新を進めながら充実を図ります。
災害ボランティアセンター運営支援	大規模災害発生時など、被災地域の復旧復興と被災者の生活支援を図るため、社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターと連携し、その運営を支援します。

《町民・地域の期待役割》

○自分の身は自分で守る意識を持つ。［町民］
○防災に関する情報をしっかりと受けとり、自分も発信する。［町民］
○町民の安全を守るための重要な活動であることを理解し、その活動に協力・参加する。［町民］
○防災に関する情報の収集と発信に努める。［地域］
○地域で課題となっていることを把握し、解決に取り組む。［地域］
○各種団体が連携して災害時の見守り・安否確認の体制の充実に努める。［地域］
○自主防災組織の結成、充実に努める。［地域（自治会）］
○活動を通じて得た問題点や支援策について意見を具申する。［民生委員児童委員］

（４）権利擁護体制の充実（成年後見制度利用促進計画）

①権利擁護事業の推進

意思疎通や判断能力の低下が認められる方の権利を守るため、地域連携ネットワークの整備を図るとともに、児童虐待や高齢・障がい者虐待を防止するためのネットワーク整備を図るなど、権利擁護体制の充実に努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
地域連携ネットワークの整備	成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進し、関係機関等による協議会を設置します。
中核機関の設置	権利擁護に関する専門的助言や地域連携ネットワークのコーディネート等を行う機関である中核機関を、本別町社会福祉協議会と総合ケアセンターとが機能分担する形で令和３年度中（予定）に設置します。
権利擁護人材の確保	市民後見人の資質向上を図り、地域で後見業務等を受任できる人材を育成するため、フォローアップ研修を毎年継続的に開催するとともに、社会福祉協議会の法人後見支援員として活躍する中でスキルアップを図ることができる体制を整備します。
権利擁護事業の周知啓発	成年後見事業や日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービスなどの権利擁護事業を周知し、利用促進に努めます。
町長申立の実施	親族等による後見開始の審判の請求が期待できない高齢者や障がい者を対象に、町長による審判の請求を行います。
成年後見制度に係る費用の助成	審判の請求に伴う費用や後見人等の報酬など、成年後見制度の利用に伴う費用等の助成を行うことで制度の円滑な利用を図ります
審査会の設置	本別町健康長寿のまちづくり会議において、本町の成年後見制度の利用促進に関する取組の評価や進行管理を行います。

《町民・地域の期待役割》

○権利擁護事業に関する研修会等に参加する。［町民］
○権利擁護事業の周知、対象となる人の情報を窓口につなぐ。［民生委員児童委員］
○権利擁護事業の周知、施設内での虐待防止対策を進める。［社会福祉事業者］
○成年後見事業、日常生活自立支援事業の周知、充実に努める。［社協］

■地域連携ネットワークのイメージ

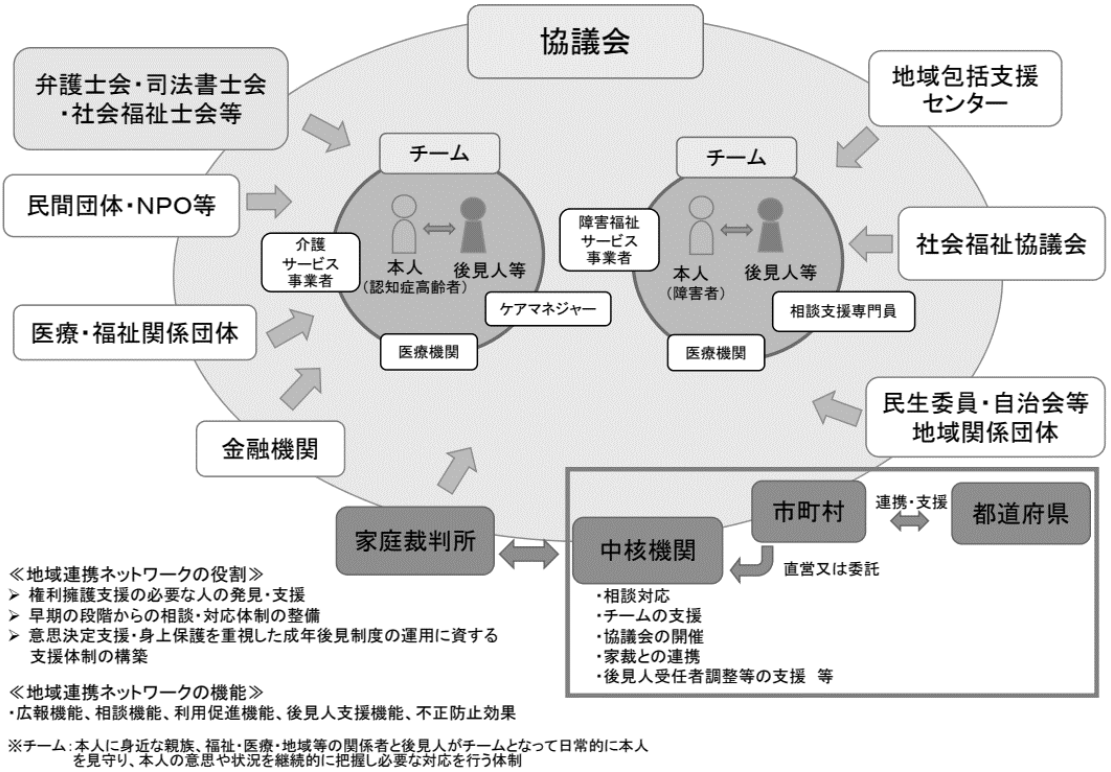

■中核機関の役割及び機能

役割・機能	概　　要	所　管
全体設計	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた全体構想の設計を行います。	総合ケアセンター
進捗管理・コーディネート（司令塔機能）	全体構想の実現に向けた進捗管理・コーディネート等を推進します。	
協議会の運営（事務局機能）	関係機関等による地域連携ネットワークによる協議会の事務局機能を提供します。	
具体的機能		
広報機能	利用する本人への啓発活動とともに、支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などの周知啓発を行います。	あんしんサポートセンター（本別町社会福祉協議会）
相談機能	成年後見制度の利用に関する相談への対応や情報提供を行います。	
成年後見制度利用促進機能	受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行を支援します。	
後見人支援機能	市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じて支援の体制づくりを行います。	

②虐待防止の推進

児童虐待や高齢・障がい者虐待を防止するため、関係機関との連携や地域での見守り体制の構築に努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「障がい福祉総合計画」、「子ども・子育て支援事業計画」の計画に基づいた施策の推進を図ります。
虐待防止（児童・高齢・障がい）	「児童」、「高齢者」、「障がい者」各虐待防止ネットワークにおいて、虐待防止に向けた地域づくりの推進、虐待を受けている人の早期発見、適切な支援を行います。

《町民・地域の期待役割》

○地域で虐待の可能性があると見受けられる場合は、町（総合ケアセンター、地域包括支援センター、子ども未来課）への通報を行う。［町民、地域］

○困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。［民生委員児童委員］

○地域との情報交換に努め、虐待を受けている人の早期発見に努める。［民生委員児童委員］

○施設内での虐待防止対策を進める。［社会福祉事業者］

（５）安全な生活の確保

①多様な住まいの提供

たとえ障がいがあっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活の継続は誰もが願うことです。在宅での生活が可能となる「多様な住まいの場」の提供を推進します。

《町の取組》

実施事業	主な取組
高齢者居住施設	高齢者居住施設は特養待機状態にある要介護者等を利用対象とした住まいの場です。日常生活圏域（二次福祉圏域）を単位として開設されている小規模多機能型居宅介護事業所に隣接して高齢者賃貸住宅を社協が運営しています。的確なニーズ把握を図りながら、高齢者居住施設の整備を検討します。
共生型（高齢者・障がい者）共同生活住宅	高齢者や障がいのある人の日常生活支援、住まいの場を提供するのが共生型共同生活住宅（地域共生ホーム「きらり」）です。 事業者との連携を図り、周知に努めます。
空き家等の利活用	低所得高齢者等に対する「住まいの場」の確保と一体的な生活支援を行うため「低所得高齢者等・生活支援事業」を平成 26 年度から実施しています。住宅確保要配慮者に対して、低廉な家賃で住宅を提供できるよう、空き家の実態把握に努めるとともに、空き家バンクシステムへの登録を促すなど、「本別町居住支援協議会」において施策を検討・推進します。
住宅確保要配慮者支援	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、「本別町居住支援協議会」において施策を検討・推進します。
住宅確保要配慮者専用住宅等の支援	現に住んでいる高齢者等で、住み慣れた住宅に引き続き住み続ける必要がある人に対しても、家賃及び家賃債務保証料の低廉化費用等に関しての支援策を検討します。

《町民・地域の期待役割》

○施設の利用対象者、利用料金等を理解して適正に利用する。［町民］

○施設の問題点や不備などに気づいたときは意見する。［地域］

○空き家の情報や利用希望者の情報などがあるときは、町に情報提供及び意見する。［町民・地域・民生委員児童委員］

○サービス利用が望ましいと思われる人に対して、サービス内容を周知し、適切な利用に結び付ける。［民生委員児童委員、社会福祉事業者、社協］

○災害時における協力体制の構築など、地域との連携を図り、地域に開かれた施設運営とサービスの質の向上を図る。［社会福祉事業者・社協］

○居住支援法人として、あんしんサポートセンターを活用した住宅確保要配慮者への入居前から退去後までの支援を図る。［社協］

②バリアフリー化の推進

子どもや高齢者、障がいがあっても快適で安全な生活環境を整備するため、住宅改修や公共施設、道路のバリアフリー化を進めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
住宅改修助成事業	町民税非課税世帯の要介護認定者、重度障がい者、高齢者のいる世帯を対象に住宅改修費の助成を行う事業です。在宅生活の継続に向けた事業内容の周知に努めます。
公共施設のバリアフリー化	段差の解消、スロープや休憩施設等の整備により、子どもから高齢者まで安全で快適に施設を利用することができるよう、集会施設、福祉施設、文化施設、公園などの公共施設のバリアフリー化を促進します。
道路のバリアフリー化	高齢者、障がい者を含むすべての人の安全かつ円滑な交通を確保するため、施設利用の多い中心市街地、通学路のバリアフリー化を進めています。また、既設の道路の改修にあたっても通行に支障となる段差や勾配を解消し、誰もが利用しやすい構造への改良を進めます。

《町民・地域の期待役割》

○バリアフリー社会の形成に協力する。［町民］
○高齢者や障がい者のための施設等の利用を妨げないよう意識を高める。［町民］
○円滑な移動等を妨げている状況を把握してバリアフリー化の推進につなげる。［地域］
○バリアフリー社会の形成に向けた町民の意識啓発に取り組む。［地域］

③交通安全の推進

地域において安心して日常生活を送るため、関係機関と連携を図りながら、交通安全に関する知識の普及・啓発に努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「障がい福祉総合計画」の計画に基づいた施策の推進を図ります。
交通安全教室	交通弱者である子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、就学前のすべての子どもを対象とした幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室を更に効果的に行います。
交通安全団体への支援	交通安全団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。

《町民・地域の期待役割》

○自分の身は自分で守る意識を持つ。［町民］

○交通安全に関する講習会、研修会等に積極的に参加する。［町民］

○交通安全に関する情報の収集と発信に努める。［地域］

○通学路の危険箇所などの改善について意見提起する。［地域］

④防犯の推進

町民一人ひとりが普段の生活の中で、加害者にも被害者にもならず、トラブルに巻き込まれないよう、関係機関と連携を図るとともに、正しい知識の普及・啓発に努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
消費者被害防止	判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者などの消費者トラブルを防ぐため、警察署との連携を図り、消費者被害防止のための最新情報の発信に努めます。
消費者相談窓口の充実	近年多発している特殊詐欺等に対応するため、行政機関の相談窓口を充実させるとともに、消費者協会の活動を支援し、相談体制の強化を図ります。
防犯対策団体への支援	犯罪のない明るく住みやすい地域社会を目指し、生活安全推進協議会が行う防犯活動や自治会に対する街路灯電気料等の補助を継続し、地域防犯活動を支援します。
保護司活動への支援	犯罪や非行に陥った人の更生や犯罪予防活動を行う保護司会に補助金を支出し、保護司活動を支援します。
更生保護女性会への支援	犯罪予防活動、特に青少年の不良化防止活動の助長を行う本別町更生保護女性会の活動を支援します。
子ども１１０番の家の推進	子どもの安全を確保するため、子ども１１０番の家の設置拡大に努めます。
見守りステッカー活動の推進	「見守りステッカー」を貼付した車両が町内を走行することにより、常に「見守りの目」があることを地域に印象付け、地域から犯罪をなくすことを目的とした活動の推進を図ります。

《町民・地域の期待役割》

○自分の身は自分で守る意識を持つ。[町民]
○生活に関する講習会、研修会等に積極的に参加する。[町民]
○提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。[町民]
○回覧板や広報紙を活用するなどして町民の情報共有に努める。[地域]
○地域で課題となっていることを把握し、解決に取り組む。[地域]
○必要に応じて適切な窓口を紹介する。[地域]
○防犯灯を適正に管理する。[地域（自治会)]
○情報を必要とする町民へ直接伝達する。[民生委員児童委員]
○困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員児童委員]

⑤感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の影響で社会経済や学校教育、働き方など生活スタイルが大きく変わろうとしていることから、「新たな生活様式」を前提とした感染症対策を推進します。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「障がい福祉総合計画」の計画に基づいた施策の推進を図ります。
広報紙等による情報の提供	感染症に関する正しい情報を得られるよう、適切な時期に「広報ほんべつ」や「町ホームページ」などを活用した情報の提供に努めます。
新たな生活様式への対応	身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い（手指消毒）の日常化に努めます。また、ＩＴ化導入等の機運醸成を図るとともに、会議等のオンライン導入により新たな町民参加の増幅に努めます。

《町民・地域の期待役割》

○自分の身は自分で守る意識を持つ。［町民］
○生活に関する講習会、研修会等に積極的に参加する。［町民］
○提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。［町民］
○回覧板や広報紙を活用するなどして町民の情報共有に努める。［地域］
○地域で課題となっていることを把握し、解決に取り組む。［地域］
○必要に応じて適切な窓口を紹介する。［地域］
○情報を必要とする町民へ直接伝達する。［民生委員児童委員］
○困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。［民生委員児童委員］

３　いきいきと暮らせる地域をつくろう

（１）健康づくりと介護予防の推進

①健康づくりの推進

町民一人ひとりが生活の質を向上させ健やかに暮らすことができるよう、ライフステージに合わせた健康づくりへの意識啓発に努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」、「健康ほんべつ２１」の計画に基づいた施策の推進を図ります。
保健事業の推進	食生活・運動・歯の健康を軸に町民に寄り添った保健事業を展開するとともに、包括支援センター・教育委員会社会教育課などのセクションと連携し、重症化予防・医療費の削減・健康寿命の延伸を図ります。
保健事業と介護予防の一体的な推進	保健・介護双方の観点からハイリスク者を抽出し、一体的なフレイル予防・介護予防の推進を図ります。

《町民・地域の期待役割》

○健康に関する自己管理意識を持つ。［町民］
○提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。［町民］
○家庭内での健康づくりに取り組み、地域や町などが開催する健康づくりの機会に積極的に参加する。［町民］
○自己実現、健康づくりの意識を高める。［町民］
○地域福祉の担い手として自らの知識や経験を活用する。［町民］
○町民の意識啓発、健康づくり活動をＰＲする。［地域］

②介護予防の推進

心身機能の改善だけでなく、地域における活動や社会参加といったアプローチも行い、住民同士が支え合うコミュニティを形成しながら、介護予防につながるよう努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」、「健康ほんべつ２１」の計画に基づいた施策の推進を図ります。
保健事業と介護予防の一体的な推進（再掲）	保健・介護双方の観点からハイリスク者を抽出し、一体的なフレイル予防・介護予防の推進を図ります。

《町民・地域の期待役割》

○家庭内での介護予防に取り組み、地域や町などが開催する介護予防の機会に積極的に参加する。［町民］

○自己実現、介護予防の意識を高める。［町民］

○地域福祉の担い手として自らの知識や経験を活用する。［町民］

○町民の意識啓発、介護予防活動をＰＲする。［地域］

○地域資源である社会福祉施設の機能を活用して地域の取組に参加する。［社会福祉事業者］

③精神保健の充実

社会構造が複雑化している中で、普段の生活や就労における生きづらさやストレスを強く感じる人が増えています。大切な命を守るための自殺予防対策と、病気や障がいを地域全体が認め、支援する体制づくりに努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」、「健康ほんべつ２１（本別町自殺対策行動計画)」の計画に基づいた施策の推進を図ります。
相談窓口の周知・啓発	ストレスをひとりで悩み抱え込んでいる人に対し、相談できる場を設けるとともに様々な媒体を通して周知し、周囲の人からも悩みに気づけるよう・支援につなげるよう啓発を実施します。
支援体制の構築	行政の持つ情報を課・部局を超えて共有し、その人にとって最善の支援策を検討していきます。

《町民・地域の期待役割》

○必要に応じて適切な窓口を紹介する。[地域]

○情報を必要とする町民へ直接伝達する。[民生委員児童委員]

（２）社会参加の促進

①交流の場の充実

住民の支え合いの仕組みを支えるため、日ごろの住民同士の交流を支援するとともに、地域住民が地域課題を「我が事」として捉え、幅広い世代、様々な立場の住民が福祉活動に対して主体的に参加できる環境づくりを進めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「障がい福祉総合計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康ほんべつ２１」の計画に基づいた施策の推進を図ります。
生活館運営事業	地域の交流の場、地域福祉活動拠点として、多くの人に利用されていることから、引き続き積極的な活用を図ります。

《町民・地域の期待役割》

○提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。［町民］
○地域や町などが開催する交流の機会に積極的に参加する。［町民］
○自己実現、社会参加の意識を高める。［町民］
○地域福祉の担い手として自らの知識や経験を活用する。［町民］
○町民の意識啓発、交流の場をＰＲする。［地域］
○団塊の世代をはじめ、社会参加、自己実現の場を求める町民を活動に結び付ける。［地域（自治会）、市民活動団体］
○地域との情報交換に努め、地域交流の場の確保に努める。［民生委員児童委員］
○活動を通じて得た問題点や不備などに気づいたときは意見する。［民生委員児童委員］
○交流の場の確保が望ましいと思われる人に対して、交流の場を周知し、交流の場への参加を促す。［民生委員児童委員、社会福祉事業者、社協］
○交流の場の確保における協力体制の構築など、地域との連携を図り、地域に開かれた施設運営を図る。［社会福祉事業者・社協］
○交流の場や日中活動の場の提供［ＮＰＯ活動］

②就労への支援

生きがいや健康保持、社会参加の場として、また、多様化するニーズに応えられるよう、一つの職場や雇用形態に留まらない雇用機会の拡大に努めます。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「障がい福祉総合計画」の計画に基づいた施策の推進を図ります。
求人情報等の提供	求人等に関する情報を得られるよう、適切な時期に「ハローワーク求人情報」や「町ホームページ」などを活用した情報の提供に努めます。
職業紹介事業の実施	本別町無料職業紹介所において、職業紹介責任者講習会受講者による適切な職業紹介に努めます。

《町民・地域の期待役割》

○就労に関する情報をしっかりと受けとり、自分も発信する。［町民］
○自己実現、社会参加の意識を高める。［町民］
○就労に関する情報収集と発信に努める。［地域］
○必要に応じて適切な窓口を紹介する。［地域］
○団塊の世代をはじめ、社会参加、自己実現の場を求める町民を活動に結び付ける。［地域（自治会）、市民活動団体］
○情報を必要とする町民へ直接伝達する。［民生委員児童委員］

③スポーツ・文化への参加促進

スポーツや文化を身近に親しむ環境づくりとして、関係者・関係団体の協力のもと、町内各所における事業展開やスポーツ・文化施設を活用した取組を行い、誰もが生涯学習活動に参加できる機会の充実を図ります。

《町の取組》

実施事業	主な取組
計画に基づく施策の推進	「銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」、「障がい福祉総合計画」の計画に基づいた施策の推進を図ります。
生涯学習活動の推進	健康保持や体力増進、生きがいや生活に潤いをもたらすために、各種生涯学習活動の推進を図ります。
スポーツ施設の運営	誰もが安全で快適に利用することができるよう、健康・体力づくりの場としてのスポーツ施設の適切な運営に努めます。
文化施設の運営	誰もが安全で快適に利用することができるよう、趣味や生きがいの場としての文化施設の適切な運営に努めます。
スポーツ推進委員（指導員）の活用	地域スポーツの振興を図る中で、住民の健康づくりのための活動を行っているスポーツ推進委員（指導員）の活用を促進します。
社会教育団体の支援	町内の社会教育団体に対し補助金を支出するなど、それぞれの活動を支援します。

《町民・地域の期待役割》

○施設の利用対象者、利用料金等を理解して適正に利用する。[町民]
○高齢者や障がい者のための施設等の利用を妨げないよう意識を高める。[町民]
○地域や町などが開催する生涯学習の機会に積極的に参加する。[町民]
○自己実現、社会参加の意識を高める。[町民]
○団塊の世代をはじめ、社会参加、自己実現の場を求める町民を活動に結び付ける。[地域（自治会)、市民活動団体]

第５章　計画の推進体制

１　計画の進行管理

○計画の推進にあたっては、様々な担い手の連携がきわめて重要であることから、町（保健福祉課、健康管理センター、地域包括支援センター、総合ケアセンター、子ども未来課の保健福祉部局が庁内調整を図る）が、各主体との連携・調整を図ります。

○計画の進行は、本別町健康長寿のまちづくり会議が行うものとします。

２　計画の評価と見直し

○計画を確実に推進し、第５期計画につなぐため、見直しの際に計画の総合的な評価を行います。

○計画の評価は、計画の進行管理と継続性及び一体性を確保するため、本別町健康長寿のまちづくり会議が行うものとします。

資料編

1　「福祉でまちづくり」の歩み

段階		年度	実施内容
第1段階	「保健・医療・福祉の統合を目指したまちづくり」（高齢社会の到来に向けた準備段階）	平成２年度	「ゴールドプラン」（高齢者保健福祉推進十か年戦略）スタート
			「健康管理センター」開設（３月）
		平成４年度	「ふれあい多目的アリーナ」開設（３月）
		平成５年度	「銀河福祉タウン構想」（老人福祉計画）策定
			「在宅福祉ネットワーク事業」開始
		平成８年度	福祉課内に「総合福祉推進準備室」を設置
			「地域包括医療推進構想」（保健・医療・福祉の統合を目指して）策定（４月）
			「ホームヘルパー養成講座」開始
		平成９年度	「在宅福祉ネットワーク連絡協議会」設立
			「太陽の丘整備計画」策定（３月）
		平成 11 年度	「地域ケア（認知症高齢者）研究会」設立
			介護予防拠点施設「ふれあい交流館」開設（９月）「世代交流館」開設（11 月）
		平成 11 年度	「第１期銀河福祉タウン計画」（高齢者保健福祉・介護保険事業計画）策定（３月）
		平成 12 年度	介護保険制度スタート、地方分権一括法の施行（４月）
			太陽の丘３施設「国保病院」「総合ケアセンター」「老健アメニティ本別」開設（４月）
第2段階	「福祉のまち」から「福祉でまちづくり」への転換（地域福祉を中心に据えた成長段階）	平成 12 年度	認知症普及啓発のための「介護劇」上演
			「住宅改修支援チーム」設立（６月）、「介護相談員派遣事業」開始（11 月）
			「福祉教育」（学校における総合学習）スタート
			社会福祉法改正（地域福祉計画策定を義務付け：６月）
			「健康長寿のまちづくり条例」制定（３月）
		平成 13 年度	「健康長寿のまちづくり会議」スタート（６月）
			介護予防拠点施設「勇足生きがい館」開設（10 月）
		平成 14 年度	「認知症高齢者家族やすらぎ支援事業」開始（10 月）
			介護予防拠点施設「北地区交流センター」開設（10 月）
			「第２期銀河福祉タウン計画」策定、「障害者保健福祉計画」策定（３月）
		平成 15 年度	厚生労働省モデル指定を受け「地域福祉計画」策定に着手（４月）
			グループホーム「あさひの里」開設（９月）、
			チャレンジド・ネットワークほんべつ設立（11 月）
			「１万人のお茶の間トーク～今こそ発揮！ご近所の底力～」町内 21 か所で開催
		平成 16 年度	「北海道型高齢者が住みやすいまちづくり構想（H16～20）」策定（３月）
			「子育て支援センター」開設（４月）
			「第１期地域福祉計画」（みんなが家族のまちづくりプラン）策定（３月）
			次世代育成支援対策行動計画「未来にひろがるまめっ子すくすく計画」策定（３月）、
			「健康ほんべつ２１」策定（３月）
		平成 17 年度	子育て支援「すきやきたい」発足（７月）
			障がい者サロン「銀河サロン」開設（10 月）
			「認知症サポーター養成事業」開始（11 月）、
			「福祉でまちづくり」宣言（３月）、「第３期銀河福祉タウン計画」策定（３月）

第3段階	「福祉でまちづくり」の展開 （地域福祉の再構築と更なる飛躍）	平成18年度	「介護保険推進全国サミット」開催（８月）
			ＮＰＯ法人「つつじの園」設立（地域活動支援センターの運営：９月）
			「はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク」設立（12月）
			小規模多機能型居宅介護「陽だまりの里」（仙美里）開設（３月）
		平成19年度	ＮＰＯ法人「インクルード」設立（障がい児童通所事業：７月）
			小規模多機能型居宅介護「ゆうあいの里」（勇足）開設（12月）
			「第１期障がい福祉計画」策定
		平成20年度	地域共生ホーム「きらり」（高齢・障がい者の共同生活住宅：４月）
			「センサーによる緊急通報システム」開始
			「第４期銀河福祉タウン計画」、「第２期障がい福祉計画」策定（３月）
			「安心生活創造事業」実施、「災害時要援護者避難支援計画」策定に着手（４月）
		平成21年度	「未来にひろがるまめっ子すくすく計画（後期計画）」策定（３月）
		平成22年度	就労継続支援Ｂ型事業所「つつじの園」開設（10月）
			小規模多機能型居宅介護「清流の里」（本別）開設（２月）
			「第２期地域福祉計画」（みんなが家族のまちづくりプラン）策定（３月）
		平成23年度	社会福祉協議会による法人後見開始（７月）
			高齢者向け賃貸住宅「清流ハウス８」開設（11月）
			「第５期銀河福祉タウン計画」、「第３期障がい福祉計画」策定（３月）
			※介護予防拠点施設改修（９施設）
		平成24年度	市民後見人養成研修実施（１月）
			あんしんサポートセンター設置（３月）
			※介護予防拠点施設改修（12施設）
		平成25年度	就労継続支援Ａ型事業所「ラムピリカ」開設（４月）
			「第２期健康ほんべつ２１」策定（３月）
			※介護予防拠点施設改修（11施設）
			低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業　実施（７月）
			「本別町子ども・子育て会議」　設置（12月）
		平成26年度	「子ども未来課」　設置（４月）
			「本別町高齢者等住まい・生活支援検討委員会」　設置（11月）
			空家等実態調査実施（11月）
			ＮＰＯ法人「フリーライフ」設立（12月）
			「第６期銀河福祉タウン計画」、「第４期障がい福祉計画」策定（３月）
			※介護予防拠点施設改修（15施設）
		平成27年度	就労継続支援Ｂ型事業所「わくわく」開設（６月）
			障がい者週間記念事業と学びの日記念事業の共同開催（12月）
			「本別町居住支援協議会」設立（２月）
			「第３期地域福祉計画」（みんなが家族のまちづくりプラン）策定（３月）
		平成28年度	総合的な介護人材確保対策開始（４月）
			農福商連携事業開始（４月）
			社会福祉協議会によるあんしん住まい保証サービス開始（11月）
		平成29年度	「第７期銀河福祉タウン計画」、「第１次障がい福祉総合計画」策定（３月）
			「第３期健康ほんべつ２１」策定（３月）
			生活困窮者自立支援開始（３月）

第3段階	「福祉でまちづくり」の展開（地域福祉の再構築と更なる飛躍）	平成30年度	「ＧＥＮＫＩくんプロジェクト」開始（４月）
			高齢者向け賃貸住宅「陽だまりの家」開設（８月）
			国保病院地域連携室開設（10月）
		令和元年度	認知症カフェ開始（７月）
			高齢者向け賃貸住宅「ふれあいのいえ」開設（12月）
			「第２期本別町子ども・子育て支援事業計画」策定（３月）
		令和２年度	「第４期地域福祉計画」（人にやさしいみんなが家族のまちづくりプラン）策定（３月）
			「第８期銀河福祉タウン計画」、「第２次障がい福祉総合計画」策定（３月）

２　策定経過

年月日	内　　容
令和２年８月５日	第１回本別町健康長寿のまちづくり会議　事業評価部会
令和２年８月27日	第２回本別町健康長寿のまちづくり会議　事業評価部会
令和２年10月６日	第３回本別町健康長寿のまちづくり会議　事業評価部会
令和２年10月９日	第１回本別町健康長寿のまちづくり会議 ・苦情調整部会、事業評価部会報告について ・令和元年度事業執行状況について ・第２次障がい福祉総合計画策定に伴うアンケート集計結果（暫定版）について ・第８期銀河福祉タウン計画策定に伴うアンケート集計結果（暫定版）について ・第８期銀河福祉タウン計画策定に伴う今後のスケジュールについて ・福祉でまちづくり宣言記念事業について
令和２年12月25日	第２回本別町健康長寿のまちづくり会議 ・事業評価部会報告について ・第４期地域福祉計画（素案）について ・第８期銀河福祉タウン計画に係る施策体系について ・第２次障がい福祉総合計画に係る施策体系について ・次期国保病院新改革プラン（総論）について
令和３年１月20日	本別町健康長寿のまちづくり会議　各種福祉計画策定に向けた研修会 ・第７次本別町総合計画について ・本別町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略について ・各種福祉計画策定に向けた保健・医療・福祉に係るディスカッション
令和３年１月29日	第３回本別町健康長寿のまちづくり会議 ・第４期地域福祉計画（素案）について ・第８期銀河福祉タウン計画（素案）について ・第２次障がい福祉総合計画（素案）について ・次期国保病院新改革プラン（素案）について ・地域説明会について
令和３年２月26日	第４回本別町健康長寿のまちづくり会議 ・第４期地域福祉計画（案）について ・第８期銀河福祉タウン計画（案）について ・第２次障がい福祉総合計画（案）について ・国民健康保険病院新改革プラン（第２期）（案）について

３　本別町健康長寿のまちづくり条例

平成 13 年３月 13 日
条例第８号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、障害者及び高齢者等が健康で安心して快適に暮らせる社会を目指し、町、事業者及び町民(以下「町等」という。)の責務を明らかにするとともに、本別町健康長寿のまちづくり会議に関し必要な事項を定めること等により、保健福祉施策への町民の参加と共同連帯による長寿のまちづくりを推進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　保健福祉施策　障害者に関する福祉計画、高齢者等に関する保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びにそれに基づき実施する事業をいう。

(2)　町民の参加　障害者、高齢者等及びサービス利用者とそれらに関係する町民の意見反映を推進し、町等が相互に補い合い、協力することをいう。

（町の責務）

第３条　町は、保健福祉施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　町は、保健福祉施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1)　この条例の町民参画規定を活用し、町民参加の機会を提供すること。

(2)　この条例の果たす重要性にかんがみ、本別町健康長寿のまちづくり会議への情報提供及び運営に対し必要な支援を行うこと。

(3)　介護サービスに関する事業を行う者(以下「介護サービス事業者」という。)に対する適切な指導等を行うこと。

（事業者の責務）

第４条　介護サービス事業者は、適切なサービスの提供に努め、その事業の実施に当たっては、町が実施する介護に関する施策に協力しなければならない。

２　介護サービス事業者は、その事業を行うに当たっては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　介護サービスを利用する者(以下「サービス利用者」という。)に対して、その提供しようとする介護サービスの内容等について十分な説明をした上で、同意を得ること。

(2)　サービス利用者からの苦情を未然に防止するよう努めるとともに、この条例に基づく苦情処理に当たっては、誠意をもって対応しなければならない。

（町民の責務）

第５条　町民は、保健福祉施策の策定、実施及び評価に関して積極的に参加し、意見を述べるよう努めるとともに、町民相互の連帯に努めなければならない。

（介護相談員との連携）

第６条　町は、サービス利用者又はその家族、介護サービス事業者その他の者からの相談又は苦情に対応し、これを解決するための相談窓口を設置し、介護相談員と連携して迅速な解決に努めなければならない。

第２章　本別町健康長寿のまちづくり会議

（設置）

第７条　第１条の目的を達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項に規定する町長の附属機関として、本別町健康長寿のまちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第８条　まちづくり会議は、次の所掌事務について調査審議する。

(1)　保健福祉施策の策定に関すること。
(2)　保健福祉施策の進ちょく状況に関すること。
(3)　保健福祉施策の事業の評価に関すること。
(4)　重要な事務事業で町長より諮問されたこと。
(5)　苦情処理に関すること。
(6)　本別町地域包括支援センターの運営に関すること。
(7)　その他設置の目的を達成するために必要なこと。

（苦情の解決）

第９条　まちづくり会議は、相談窓口又は介護相談員等により解決が困難な事例の報告を受けたときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該苦情への対応、及びその解決の方法、内容等について速やかに調査審議をするものとする。

(1)　介護サービスに関わらない苦情
(2)　判決、裁決等により確定した権利関係に関するもの
(3)　裁判等で係争中の事案に関するもの
(4)　すでに苦情処理が終了しているもの
(5)　苦情に関する事実があった日から著しく経過したもの

２　調査審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対し、解決の方法、内容等について意見を述べ、又は国民健康保険団体連合会及び担当部局と連携をとりながら、その相談又は苦情に係る介護サービス事業者に対して是正の措置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

３　まちづくり会議は、前項の規定により勧告をした場合において、当該勧告を受けた介護サービス事業者がこれに従わなかったときは、その旨を町長に対して通知するものとする。

４　町長は、前項の通知を受け必要があると認めたときは、当該通知に係る者の氏名又は名称及びその者が勧告に従わなかった旨を公表することができる。

（資料の提出等）

第 10 条　まちづくり会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要と認めるときは、町長及び介護サービス事業者その他の関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（町民の意見）

第 11 条　まちづくり会議は、所掌事務について調査審議するに当たって必要ある場合には、町民その他の者から意見を聴くことができる。

（意見の具申）

第 12 条　まちづくり会議は、所掌事務について調査審議した結果必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

（組織）

第 13 条　まちづくり会議は、委員 25 名以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1)　町民

(2)　保健福祉関係者（学識又は経験を有する者を含む。）

(3)　介護サービス事業者

(4)　その他会議の目的に必要な者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任することができる。ただし、第２項第１号の委員については、連続して 2 期を超えてはならない。

５　町長は、第２項第１号の委員を任命するに当たっては、可能な限り町民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他の適切な方法によって選任するようにしなければならない。

（役員）

第 14 条　まちづくり会議に次の役員を置き、委員の互選によって定める。

(1)　会長　１名

(2)　副会長　２名

(3)　事務局長　１名

２　会長は、会務を総理し、まちづくり会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する順序により、その職務を代理する。

４　事務局長は、会長の指示を受けまちづくり会議の事務処理を掌理する。

（会議）

第 15 条　まちづくり会議は、会長が招集する。

２　まちづくり会議は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
３　まちづくり会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）
第16条　まちづくり会議に第8条第5号に掲げる事務に関する苦情調整部会を設置する。
２　まちづくり会議の運営上必要あるときは、第1項に規定する以外の部会を設置することができる。
３　第1項又は第2項の規定により部会を設置した場合においては、この条例に定めるまちづくり会議の権限を、規則で定めるところにより、部会に委任することができる。
４　部会の審議及び検討事項について、会長が必要と認めるときは、まちづくり会議に報告し、又は議決を受けなければならない。

（守秘義務）
第17条　まちづくり会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（会議の公開）
第18条　まちづくり会議及び部会の会議は、原則、公開するものとする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき合理的理由があるものとして規則に定める事由に該当するとき、又はまちづくり会議及び部会において特に公開しない旨の議決をしたときは、この限りではない。

（規則への委任）
第19条　この条例に定めるもののほか、まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成18年3月22日条例第15号)抄
（施行期日）
１　この条例は、平成18年4月1日から施行する。

４　本別町健康長寿のまちづくり会議委員名簿

条例第13条第２項による区分	団　体　名　等	役　職	氏名	所属部会
(1) 町　民 ４名	一般公募者		佐藤　孝子	苦情調整部会
			鹿島　豊隆	事業評価部会
		事務局長	竹田　稔	事業評価部会
			尾崎　将寛	地域密着型サービス運営部会
(2) 保健福祉関係者(学識又は経験を有する者を含む) 14名	十勝総合振興局保健環境部本別地域保健支所		長谷川　信幸	
	本別町民生児童委員協議会		髙橋　哲夫	地域密着型サービス運営部会
	本別町在宅福祉ネットワーク連絡協議会		米澤　美枝子	地域密着型サービス運営部会
	本別町在宅介護者を支える会	副会長	北谷　志津子	苦情調整部会長
	本別町ボランティアセンター会議		佐藤　豊作	事業評価部会
	本別町国民健康保険運営協議会		三井　玲子	事業評価部会
	本別町老人クラブ連合会		小川　健次	地域密着型サービス運営部会
	本別町介護相談員		藤井　勝敏	苦情調整部会
	身体障害者福祉協会本別町分会		伊藤　巖	地域密着型サービス運営部会
	チャレンジド・ネットワークほんべつ		井出　直美	苦情調整部会
	本別町手をつなぐ親の会		千葉　妙子	事業評価部会
	本別町社会福祉協議会		高木　幸夫	事業評価部会
	本別町民生児童委員協議会前会長	会長	井出　壬午	
	健康長寿のまちづくり会議前副会長	副会長	澤田　満	事業評価部会長 地域密着型サービス運営部会長
(3) 介護サービス事業者連絡会 ２名	介護老人保健施設アメニティ本別		西田　拓己	事業評価部会
	株式会社きらり		髙瀬　和子	事業評価部会
(4) その他会議の目的に必要な者 ３名	本別町自治会連合会		山本　謙二	地域密着型サービス運営部会
	本別調停協会（家裁調停委員）		岡崎　慶太	苦情調整部会
	人権擁護委員		福家　立雲	苦情調整部会
合計　23名				

第４期地域福祉計画

令和３年４月～令和８年３月
～人にやさしい、みんなが家族のまちづくりプラン～
令和３年３月発行

発　行　本別町
編　集　本別町総合ケアセンター
住　所　〒０８９－３３２５　北海道中川郡本別町西美里別６－１５
電　話　０１５６－２２－８５２０
ＦＡＸ　０１５６－２２－６８１１
Email　syakai@town.honbetsu.hokkaido.jp
ＵＲＬ　https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/